

一般社団法人四国クリエイト協会 技術開発・調査研究支援事業

安定成長・高齢化・人口減少時代における
新たな公共工事執行システムに関する調査研究業務

(期間；平成24年4月1日～平成27年3月31日)

報 告 書

高知県版；公共調達規則（試案）
土木一式工事の一般条件

2015年 3月31日

公立大学法人高知工科大学

システム工学群 社会システム工学教室

寄付講座「公共事業執行システム研究室」

高知の新たな公共工事システム研究会

はじめに

本報告書は、一般社団法人四国クワイエット協会から公立大学法人高知工科大学が受託した寄付講座「安定成長・高齢化・人口減少時代における新たな公共事業執行システムに関する調査研究業務」(期間;平成24年4月1日～平成27年3月31日)の最大の研究成果といえる「高知県版;公共調達規則(試案)土木一式工事の一般条件」の条文と解説が主要部分です。参考資料として、スイスの地方自治体の公共工事システムに関する海外訪問調査、スイス・インターラーケン市のユルグ・エッター建設管理部長及びマリンゲン市に本社がある建設会社(コンストラクター)のゲル社トミク・ゲル社社長を高知に招聘して開催した公開セミナーや工事現場視察での意見交換や議論から得られた知見や示唆を取り纏めたものです。

平成23年(2011年)12月に、高知県建設業協会が独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会の立入検査を受け、平成24年(2012年)10月、公正取引委員会は、国土交通省四国地方整備局が発注する土木一式工事の入札参加業者、すなわち高知県建設業協会に加盟する建設会社37社に対して、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、同法に基づく排除措置命令及び総額17億5548万円の課徴金の納付命令を行いました。違反認定された建設会社37社は、高知県等の公共発注者から、6カ月から14カ月の指名停止処分を科せられると共に、平成25年(2013年)3月に高知県から14億381万円の賠償金、同年7月に国土交通省四国地方整備局から33億7100万円の違約金を請求されました。

一方、公共発注者として、公正取引委員会から官製談合防止法に基づいて改善措置要求を受けた国土交通省は、四国地方整備局土佐国道、高知河川国道両事務所の歴代副所長7人を懲戒免職、3人を停職6カ月の懲戒処分という著しく厳しい措置をとりました。

爾来、受注者の高知県建設業協会は、会長以下の役員を一新して倫理委員会の設立などを柱にした改善計画書を策定し、勉強会を開催するなど法令遵守の一層の徹底に取り組んで失われた信頼を回復する努力をしています。

公共発注者の国土交通省は、官製談合の再発防止を見据えてコンプライアンス推進計画を策定して、職員の法令遵守の意識の向上、事業者との接触の透明化、情報管理の徹底、受注・応札状況の分析・公表等に取り組んで、公共発注者自らにより厳しい規範を課しています。

公共発注者および受注者それぞれの、自らに対するこのような取組みだけでは、高知県の建設業界における官製談合問題の再発防止策としては不十分であるという認識が、高知県版;公共調達規則(試案)土木一式工事の一般条件を立案しようとした動機です。

日本が右肩上がり成長していた貧しい時代には、とてもうまく機能していた公共工事の基本システムは、平成 5 年(1993 年)の大手ゼネコン・スキャンダル事件を契機に少しずつ改革され変化してきました。しかし、段階的・漸進的取組みによる部分最適した改革だけでは、これからの人口減少・安定成長・高齢化の時代に相応しい制度設計は困難であると認識しました。部分最適を何回繰り返しても、結局は全体最悪に陥って閉塞感を払拭できないというのが公共工事を取り巻く建設業界の実状だったとすれば、高知県の官製談合問題は、しれきった結末の一つと思われま

す。高知の未来図を見据えた全体最適で整合した公共工事システムの全体像を示そうとする「社会システムのイノベーション(創新)」が必要な時期にきていると考えられます。

現在の公共工事の入札・契約制度のままでは、高知県の地元建設会社の健全な発展の見通しが立たないという問題に真正面から取り組むために、高知の新たな公共工事システム研究会を、平成 24 年(2012 年)9 月に設立しました。共謀や腐敗の排除を常に念頭に置きつつ、地元中小建設会社を企業評価する視座に、地域産業や自然災害対応への貢献等を考慮した地域親和力の概念を新たに導入しました。地元中小建設会社と地域社会の実状を十分に斟酌した、工事の品質や価格以外の要素を的確に評価できる土木一式工事の入札システムと契約システムのあり方について調査研究しました。

高知の新たな公共工事システム研究会は、平成 27 年(2015 年)2 月までの 2 年半に、7 回の研究会における意見交換と討議、3 回のドイツ・スイスの地方自治体・地元中小建設会社の海外訪問聞き取り調査、スイス建設関係者を招聘して 2 回のスイス・地方自治体の公共工事システムに関する公開セミナー、高知の未来図(高知の公共工事システムの将来像)に関するシンポジウム、高知県版；公共調達規則に関する意見交換会等の開催、及びスイス・ドイツの建設工事の入札・契約制度に関する文献・資料収集を実施しました。

高知の新たな公共工事システム研究会における意見交換と討議を経て、将来の高知の全体最適で整合した公共工事システムの全体像の骨格となる高知八策を策定しました。高知の様々な立場の土木一式工事関係者が集って、高知県の建設業界の望ましい将来の全体像を見通しつつ、ルールの創造、すなわち、自らで「ルールを作る、ルールを活かす、ルールを改める」という姿勢をとったのです。

「高知県版；公共調達規則(試案)土木一式工事の一般条件」の第一次原案を、平成 26 年(2014 年)3 月 31 日に取り纏めました。第一次原案の草稿を、様々な立場で我が国の公共工事システムに携わっている方々に目を通して頂き、有益で示唆に富む数多くの御意見と御助言を賜りました。それと同時に、高知県に永住する可能性が高い母親の方から、高知の未来図、高知のまち・県民像、人間像・社会像に対する第一原案(公共工事システム)の役割と貢献のあり方について、有益

な御助言と力強い激励の御言葉も頂きました。平成 26 年 7 月 2 日には、高知の新たな公共工事システム研究会の委員の方々及び高知県の有志の皆様が参画した意見交換会を開催して、第一次原案の完成度を高める方向について高知県民の叡知を結集して頂きました。その結果、第二次原案を、平成 26 年（2014 年）11 月 10 日に取り纏めることができました。第二次原案について、高知の新たな公共工事システム研究会で更に慎重に熟議した結果が、本報告書にある平成 27 年 3 月に起草した「高知県版；公共調達規則（試案）土木一式工事の一般条件」の条文と解説です。

この（試案）による試行工事を一刻も早く実践することが喫緊の課題です。

本報告書を纏めるにあたり、大変な御苦勞をして頂くと共に絶大な御支援と御尽力を賜りました高知の新たな公共工事システム研究会の幹事・委員・オブザーバーの方々、そして高知県の有志の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

高知の新たな公共工事システム研究会
代表幹事 國島 正彦

高知の新たな公共工事システム研究会

代表幹事 國島 正彦 (高知工科大学)

幹事 関 健太郎 (高知工科大学)

委員

(50音順)

明坂 宣行	((株)第一コンサルタンツ)	石井 一生	(国土交通省)
石田 和敏	(国土交通省)	石橋 良啓	(国土交通省)
岡本 博臣	(元香美市)	奥谷 正	(高知県)
尾崎 盛裕	(尾崎建設(株))	北村 直人	((株)カイセイ)
木下 誠也	(日本大学)	工藤 建夫	(四国クリエイト協会)
五艘 隆志	(高知工科大学)	島 弘	(高知工科大学)
谷脇 禎哉	(高知市)	長瀬 秀雄	(清水建設(株))
滑川 達	(徳島大学)	藤山 究	(国土交通省)
柳本 隆司	(香美市)	吉田 秀典	(香川大学)
渡邊 法美	(高知工科大学)		

オブザーバー

安達 孝実	(国土交通省)	杉本 貞雄	(杉本土建(株))
西野 精晃	((有)西野建設)	西村 拓	(国土交通省)
野仲 典理	(リバーフロント研究所)	三保木 悦幸	(国土技術研究センター)
森實 一宏	(高知県)	横地 和彦	(国土交通省)

高知県版;公共調達規則(試案)土木一式工事の一般条件は、高知の新たな公共工事システム研究会の調査研究成果、および各委員の個人の立場に基づく私的な意見や見解を、代表幹事が整理し纏めて作成したものである。したがって、各委員の所属する組織、その地位や立場等の公的な部分の意見や見解とは必ずしも一致していない。さらに、高知県版;公共調達規則(試案)の細部の部分的な内容について、各委員の意見や見解と異なる場合もある。

高知県版；公共調達規則（試案）

土木一式工事の一般条件

（条文・解説）

目 次

第1章 適用の範囲

第1条	適用の範囲	1
第2条	自前施工の原則	2
第3条	策定の経緯と位置付け	3
第4条	高知県民の創意工夫の活用（標準化一辺倒の解放）	5

第2章 入札及び契約の基本原則（受注者選定の基本方針）

第5条	入札及び契約の基本原則	7
第5条 -1	地域要件から地域親和力へ	7
第5条 -2	競争性	8
第5条 -3	概算発注の禁止	8
第5条 -4	自前施工の比率	9
第5条 -5	発注の平準化（通年施工）	10
第6条	法令遵守と公正性	11
第7条	倫理基準	11
第8条	違反行為の処罰（ペナルティ）	12
第8条 -1	指名停止	12
第8条 -2	監督処分	13
第9条	品質保証と受入検査	13

第3章 入札の種類

第10条	入札および発注の種類	14
第10条 -1	入札の種類	14
第10条 -2	発注の種類	15

第4章 発注規模の決定方法

第11条 発注規模の決定方法	16
----------------------	----

第5章 契約の種類

第12条 総価単価契約の原則	17
第13条 工事内訳明細書および工事費内訳明細書	18
第13条 -1 工事内訳明細書	18
第13条 -2 工事費内訳明細書.....	19

第6章 入札の過程

第14条 工事内容及び施工条件の明示.....	19
第15条 設計価格（標準価格、予想価格、入口価格）	19

第7章 専門家・資格を有する技術者の活用

第16条 発注業務および調達業務の実践	21
第17条 専門家・資格を有する技術者の活用	21
第18条 入札書類の審査および評価.....	22
第19条 総合評価委員会の設置.....	23
第20条 総合評価特別委員会	23

第8章 競争入札参加の有資格者の範囲

第21条 競争入札参加の有資格者の範囲	24
---------------------------	----

第9章 工事仕様書

第22条 一般	25
第23条 技術仕様書.....	25
第24条 工事内訳明細書・設計図面・製品見本.....	26

第10章 入札公告文書（公募書類）

第25条 入札公告文書(公募書類)	27
-------------------------	----

第11章 約定工期と工程

第26条 約定工程と約定工期	28
----------------------	----

第12章 発注者の入札業務及び情報提供に関する基本方針

第27条 発注者が準備する入札書類.....	29
第28条 入札公告の時期	29
第29条 応札希望者への公平な配分.....	29
第30条 応札者の誠実義務.....	30

第13章 公募手続きおよび公募書類

第31条 建設労働者の基本（最低）賃金の確保.....	30
-----------------------------	----

第14章 入札公募期間

第32条 入札公募期間	34
-------------------	----

第15章 入札審査期間および応札内容の有効期間

第33条 入札審査期間および応札内容の有効期間	34
-------------------------------	----

第16章 入札費用（入札コスト）

第34条 入札費用（入札コスト）	34
------------------------	----

第17章 入札内容の保全（守秘）と取扱い（管理）

第35条 入札内容の保全（守秘）と取扱い（管理）	35
--------------------------------	----

第18章 入札書類の開札

第36条 入札書類の開札	35
--------------------	----

第19章 入札書類の確認と審査

第 37 条	入札書類の内容の明確化および審査	35
第 20 章	入札価格の審査（単価、小計、合計（総価）の優先度）	
第 38 条	入札価格の審査	36
第 21 章	入札書類の評価	
第 39 条	入札書類の評価	37
第 40 条	総合評価方式における価格の比率.....	38
第 41 条	総合評価方式における価格点の評価方法	39
第 42 条	地域親和力の算定方法.....	40
第 22 章	落札者の決定手続き	
第 43 条	設計価格の上限管理.....	41
第 23 章	契約文書	
第 44 条 -1	契約文書の書式と内容	41
第 44 条 -2	落札できなかった応札者への通知及び入札書類の取り扱い	42
第 44 条 -3	落札者決定の経緯の記録作成と報告義務.....	42
第 44 条 -4	落札者決定の経緯の照査.....	42
第 24 章	施工（工事の実施）	
第 45 条	工事日報の提出	43
第 46 条	品質保証(受入検査・品質管理)の担当者(責任者・責任技術者)	43
第 47 条	受入検査の実施	44
第 25 章	工事費の支払い	
第 48 条	前払金.....	44
第 49 条	前払金の返済	45
第 50 条	出来高部分払いの原則.....	45
第 51 条	出来高部分払いの請求.....	46
第 52 条	出来高部分払いの工事費（支払い金額）	46
第 53 条	出来高部分払いの頻度.....	46

第 54 条	出来高部分払いの支払い期限.....	46
第 55 条	出来高部分払いの請求書.....	47
第 56 条	原材料・工場製品等の出来高部分払い.....	47
第 57 条	出来高部分払いの留保.....	47
第 2 6 章 時間賃金労働（時給による常用作業）		
第 58 条	時給による工事費の支払い.....	48
第 2 7 章 工事費の変更		
第 59 条	工事数量の変動と単価；変動が±10%以内の場合.....	49
第 60 条	工事数量の変動と単価；変動が+10%を上回る場合.....	49
第 61 条	工事数量の変動と単価；変動が-10%を下回る場合.....	49
第 2 8 章 リスク分担（不測の事態への対応）		
第 62 条	建設現場の事故・災害への対応.....	49
第 2 9 章 工期の遅延及び短縮への対応		
第 63 条	発注者による契約の解除.....	50
第 3 0 章 引き渡し		
第 64 条	出来高部分払いと引き渡しとの関係.....	50
第 3 1 章 精算		
第 65 条	精算.....	51
第 3 2 章 工事成績評定		
第 66 条	工事成績評定.....	51
第 3 3 章 瑕疵担保請求		
第 67 条	瑕疵担保期間.....	52

第 68 条 保証（前払、支払、履行（完成））	52
第 3 4 章 本規則の改訂	
第 69 条 本規則の改訂	52

以上

第1章 適用の範囲

第1条 適用の範囲

本規則は、高知県に拠点をおき、高知県知事許可を受けて、公共工事の範疇である土木一式工事を主たる業務とする建設会社が、高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する、工事金額が1億円未満の土木一式工事を施工する場合に適用する。

（解説）

（1）本規則は、高知県の地方自治体（県市町村）が発注する、工事金額が、一千万円から数百万円・百数十万円（場合によって数千万円から1億円程度）程度の小規模な土木一式工事について規定したものである。そして、このような小規模な土木一式工事の受注者は、それぞれの地方自治体（県市町村）に根付いている、従業員が数十人程度の地元中小建設会社と想定している。したがって、本規則の規定は、国土交通省（国）が発注するような工事金額が数億円から数十億円（場合によって百億円超）程度の大規模な土木一式工事は想定外として適用の範囲から除外した。

（2）本規則は、公共工事の受注者（元請会社）となる建設企業を、原価構造（収益・コスト構造）の相違に着目して、建設会社（コンストラクター）と請負会社（コントラクター）とに区別している。

建設会社（コンストラクター）とは、建設工事現場に於ける、現場責任者、監理技術者、現場監督、建設労働者等は、受注した元請会社の従業員、及び建設工事現場に於ける建設機械は受注した元請会社の保有機械、という施工体制を基本とした建設企業のことである。従業員一人当たりの年間売上高は、二千万円前後であり、高知県の市町村に土着してきた従業員が数十人程度の地元中小建設会社の企業形態といえる。

請負会社（コントラクター）とは、建設工事現場に於ける、現場責任者、監理技術者は、受注した元請会社の従業員、現場監督、建設労働者等は、下請（孫請）会社の従業員、及び建設工事現場に於ける建設機械は、受注した元請会社がレンタル会社からリースした機械、あるいは下請会社の保有機械で、という施工体制を基本とした建設企業のことである。従業員一人当たりの年間売上高は、一億円年前後であり、従業員が数千人から一万人の大手ゼネコンの企業形態といえる。

（3）本規則は、高知県の健全な社会経済活動の礎となる社会基盤施設（道路・港湾・空港等の交通運輸基盤、河川・海岸・上下水等の水資源、電力・ガス等のエネルギー関連施設、情報通信施設、住宅・建物、都市・地域再開発）の整備・管理・運営、および老朽化した社会基盤施設の維持補修を担うと共に、機動性に富む自然災害・重大事故対応が可能で、施工技術に優れた持続的経営を実践できる建設会社（コンストラクター）を、高知県の地方自治体（県・市町村の基礎自治体）毎に確保することを目指して規定されている。

(4) 本規則は、日本が 20 世紀後半の建設投資が単調な右肩上がりの” 貧しい” 時代から、安定成長・高齢化・人口減少の” 成熟した” 時代へと変容し、21 世紀の、これからの 30 年間 (2050 年) は、公共投資額が増加と減少に不安定に変動する経営環境となる高知県内の建設市場に適応できる入札・契約システムの制度設計を目指して規定されている。

第 2 条 自前施工の原則

高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体 (県市町村) が発注する工事金額が 1 億円未満の土木一式工事を施工する場合、原則として、自前施工できる建設企業に発注する。

(解説)

(1) 本規則は、20 世紀後半の建設投資が単調な右肩上がり増加していた時代、すなわち大量の大型土木構造物の急速施工が要請された時代に、わが国の大手ゼネコンを始めとする請負会社 (コントラクター) を頂点として形成された重層下請構造は、これからの高知県の建設業界や建設労働者の福利厚生に悪影響があると捉え、高知県内の建設市場における健全で持続可能な雇用形態を見据えて、建設労働者を従業員として直接雇用して自前施工できる建設企業、すなわち建設会社 (コンストラクター) を育成するために、このように規定した。

(2) 請負会社 (コントラクター) は、信頼できる下請会社の協力が得ることができれば、より大きな営利を求めて際限のない受注が可能となる。すなわち、完成工事高の増大志向、および労務や機械の外注志向に自律的な歯止めがかかりにくくなり、下請 (外注) 会社が手配できれば、いくらでも受注可能といっても過言でない。このような、請負会社 (コントラクター) の” 経済合理性” を追求した状況で形成された重層下請構造が、建設現場の最前線にいる建設技術者・技能者・労働者の労働・生活環境を軽視して金銭的しわ寄せを負わせる結果となるのは当然の帰結といえる。この状況を抜本的に改善したいので、本規則は、高知県内で地方自治体 (県市町村) が発注する小規模な土木一式工事における受注者 (元請会社) は、原則として、自前施工できる建設会社 (コンストラクター) とした。

(3) 建設会社 (コンストラクター) は、建設工事現場における、現場責任者、監理技術者、現場監督、建設労働者等は、受注した元請会社の従業員、及び建設工事現場における建設機械は受注した元請会社の保有機械である、という施工体制を基本とした建設企業である。したがって、請負会社 (コントラクター) の場合と異なり、建設会社 (コンストラクター) の場合は、その従業員数と保有機械台数によって、一定期間に同時に施工可能な工事の種類と数量は制限されるので、適切な年間完成工事高の範囲を検討する必要がある。

(4) 平成 26 年度の高知県の建設業界で、「公共工事の競争的な入札評価を推進す

れば、経営事項審査の評点が高く、同種の工事の施工実績があつて有資格技術者を保有する“優良建設企業”のみが、次から次へとすべての工事を落札してしまう。」という懸念がある。本規則における「自前施工の原則」を適用すれば、建設会社（コンストラクター）の従業員数と保有機械台数によって、一定期間に同時に施工可能な工事の種類と数量は制限されるので、この懸念を払拭することができる。

（５）建設会社（コンストラクター）の場合、その従業員数と保有機械台数によって、一定期間に同時に施工可能な工事の種類と数量が制限され、適切な年間完成工事高の範囲があるということは、健全な経営を継続できる必要最小限の年間受注金額を確保することが重要となる。本規則は、市場経済を原則とする建設市場において、機動性に富む自然災害・重大事故対応が可能で、施工技術に優れた持続的経営を実践できる建設会社（コンストラクター）を、高知県の地方自治体（県市町村）毎に確保することを目指している。高知県の地元中小建設会社（コンストラクター）の経営基盤安定方策の一環として、企業規模や財務・損益構造と年間受注金額を考慮した機動的な入札資格審査手法や落札者決定方法等を規定している。

（６）自前施工の建設会社（コンストラクター）の場合、重層下請構造の請負会社（コントラクター）の場合に比較して、建設現場における建設労働者や建設機械の生産性（歩掛）や賃金・単価・諸経費・社会保険加入等を的確に把握することが容易となる。その結果、高知県の小規模な土木一式工事における不合理な高価格、不当な低価格を排除して、労務費、材料費、機械経費等の的確なコスト管理を実践して、高知県民が納得して信頼できる総合的品質保証を実現することができると考えられる。

（７）高知県の地元中小建設会社は、自前施工の原則に合致していることを社会宣言（アピール）する必要がある。高知県建設業協会が音頭をとって、自前施工の建設会社（コンストラクター）に相応しい標準化した会社紹介のホームページを立案して、会社経歴、従業員、建設機械、施工中の現場等を可視化して幅広く広報する取組みが必要である。

（８）企業規模、財務・損益構造、および年間受注金額を考慮した機動的な入札資格審査手法を検討する場合は、建設会社（コンストラクター）と請負会社（コントラクター）との原価（コスト・収益）構造の相違を考慮した企業評価手法、すなわち、高知県の地方自治体毎に地元中小建設会社（コンストラクター）を持続的に育成することを目指して立案された「高知県版；経営事項審査要領」を参照するのがよい。

第 3 条 策定の経緯と位置付け

本規則は、高知県において土木一式工事に様々な立場で関係する有識者による熟議に基づいて規定されたものである。

本規則は、法律ではない。

高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する工事金額が 1 億円未満の土木一式工事に携わる各方面の関係者の合意という手続きを経て規定した、我が国で初めての”公共調達規則”である。した

がって、会計法、地方自治法等の法令を遵守する範囲内であれば、（技術的な助言等の）国（国土交通省・総務省）の通達や通知の内容と必ずしも一致しない場合であっても、小規模な土木一式工事の入札および契約の一般条件として、本規則の内容を優先して適用することができる。それと同時に、高知県における小規模な土木一式工事に携わる関係者は、本規則を遵守する責務を負わなければならない。

（解説）

（１）本規則における、土木一式工事に関係する有識者とは、発注者（地方自治体）、受注者（地元中小建設会社）、建設コンサルタント、教育研究機関の教育者・研究者、専門工事業者、材料・資機材の供給者、地質調査・測量技術者等の様々な立場の関係者のことである。本規則は、高知県の建設業界の意見や見解を集大成して策定された規定であるので、高知県における小規模な土木一式工事に携わる関係者は、これを遵守する責務を負わなければならないのである。

（２）本規則が、我が国で初めての”公共調達規則”である、という意味は、これまでの我が国に、英国（イギリス）ICE 規準、独国（ドイツ）VOB 規準、瑞国（スイス）SIA 規準のような、公共工事システムの関係者の意見や見解を集大成して策定された公共調達規則が存在しなかったという意味である。言うまでもなく、我が国に、会計法・予決算、地方自治法、財政法等の公共工事システムに関係する法令が存在してきた。しかし、これらの法令は、公共工事を執行する場合に、公共発注者（行政官）が遵守すべき規範や手続きを制定したものであり、国際的に通用する本来の意味である「利害関係者の総意と合意に基づいて規定された公共調達規則」とは異なる性格のものといえる。

（３）高知県の建設業界で、我が国初めての公共調達規則の立案に着手した動機は、平成 24 年 10 月 17 日、高知県建設業協会の建設会社 37 社が、公正取引員会から、独占禁止法の規定に違反する行為があったとして、同法に基づく排除措置命令及び課徴金（総額 17 億 5548 万円）納付命令をうけた事件である。

談合問題で公正取引委員会が処分を下した高知県建設会社 37 社は、年間受注高が数億円から数十億円、従業員が十数人から百数十人の地方中小建設会社である。高知県や高知市の格付けは A ランク（県内大手建設企業）であっても、国土交通省の格付けは C ランク（全国からみれば中小零細企業）であり、重層下請構造を前提とした大手ゼネコン

（請負会社（コントラクター））とは著しく異なる経営構造を有し、建設機械や専門技能労働者を直接に雇用している。公共事業削減と景気低迷の経営環境に晒された県内有力業者の倒産が相次いだ状況で、受注減や利益率の低さに直面した場合、災害対策と地域経済の一翼を担うという地域社会の要請を受けてきた建設業界が、会社を維持し地元の雇用を継続するために苦し紛れに法を犯すに至ったという可能性がある。

高知県建設業協会は「法令順守と信頼回復に向けての改善計画書（案）」（平成 25 年 1 月）を策定して、①コンプライアンス委員会の活動の充実 ②倫理委員会の新設 ③公益通報制度の創設 ④行動憲章の策定 ⑤ 情報公開の推進・県民の意見の反映等の、コンプライアンス確立に向けて、建設企業自らの意識と行動に関する取り組みを表明し

た。一方、公正取引委員会から官製談合防止法に基づき改善措置要求を受けた国土交通省は、四国地方整備局土佐国道、高知河川国道両事務所の歴代副所長7人を免職、3人を停職6ヶ月の懲戒処分とした。「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（国土交通省；平成25年3月14日）で、再発防止策として、①地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置して、職員の意識を高める取り組み ②事業者（建設会社等）との接触の透明化 ③情報管理の徹底 ④受注・応札状況の分析・公表等、公共発注者自らの意識と行動に関する取り組みを表明した。

しかし、コンプライアンス研究の第一人者である郷原信郎（関西大学特任教授）は「コンプライアンスの問題は、「カギ型」と「ムシ型」がある。個人の意思で個人の利益のために行う「ムシ型」と、組織の利益や何らかの事情のために行われる問題行為の「カギ型」は、その対処方法も異なる。災害対策が建設業への重要な社会的要請でもあった高知県建設業協会の談合問題は、典型的な「カギ型」なので、国土交通省歴代副所長7人を懲戒免職という「ムシ型」への対処方法は妥当性に欠ける。」と異議を唱えている。

本規則は、発注者及び受注者が、コンプライアンス確立に向けて、自らの意識と行動に関する取り組みを表明するだけでは「カギ型」への対処方法として不十分であるという視点に立脚して、公共工事システムの抜本的改革を目指して策定されたものである。

（4）本規則は、高知県の小規模な土木一式工事に携わる各方面の関係者の熟議と合意という手続きを経て、社会経済環境の激変に応じたコンプライアンスの実践、すなわち、ルールの創造（ルールを作り、ルールを活かし、必要に応じて、ルールを改める）を実践した自律的な公共工事システムの確立を見据えて策定されている。

（5）我が国の公共工事システムは、近年の入札制度改革で一般競争入札と総合評価方式を拡大してきたが、大手ゼネコン（請負会社（コントラクター））の競争モデルを地方に当てはめるだけでは、地域社会に対する地元業者の貢献は評価しつくせないと思われる。

公共事業の調達制度は、産業政策の一つのツールなので、国（国土交通省）主導の入札・契約制度の改革の動向を見据えつつ、地方中小建設会社の収益・コスト構造の異質性に応じた調達制度をデザインすることは、技術と経営に優れた地元の建設企業および建設コンサルタント企業等を健全に育成するための喫緊の課題と考えられる。本規則は、高知県の地元中小建設企業が、大手ゼネコン（請負会社（コントラクター））と異なる収益・コスト構造を持っているという「現実を直視した制度設計」の成果品といえる。

（6）本規則の内容に疑義が生じた関係者は、第69条の規定にしたがって、条文を改訂するために、審議することを、要請することができる。

第4条 高知県民の創意工夫の活用（標準化一辺倒の解放）

高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（縣市町村）が工事金額1億円未満の土木一式工事を発注する場合、発注者は、工事位置の現場条件を的確に反映して設計、施工計画、および、積算（設計価格の計上）するのを原則とする。

過去に数多くの類似した工事がある場合は、発注事務の効率化と迅速化のために、標準設計あるいは既往の設計、標準施工計画、および標準積算を適用してよい。

工事位置の現場条件が、標準設計や標準積算を適用するだけでは不適切と判断できる場合であっても、やむを得ない理由（事情）があれば、工事位置の現場条件を詳細に検討せずに、標準設計、標準施工計画、および、標準積算を適用して発注することができる。ただし、その場合は、発注公告に、その旨を明記しなければならない。

（解説）

（１）本規則は、高知県の地方自治体（県市町村）における大部分の小規模な土木一式工事は、過去に類似の工事实績があるので、発注事務の効率化と迅速化のために、標準設計あるいは既往の設計や標準施工計画を参照し、標準積算を適用して発注しても差し支えないという認識にたっている。それと同時に、当該工事の現場条件を観察して、標準設計および標準積算を適用できるかどうか判断することが、重要な発注者責任の一つと規定している。

（２）ここでいう現場条件には、自然環境条件、地質・地盤条件、地理環境条件、社会環境条件、気象条件等と共に、現場作業効率（労務歩掛り）や使用建設機械の種類や運転効率、資機材の運搬方法等が含まれる。

（３）本規則は、標準化することの効用と共に、標準化一辺倒の弊害にも着目して制定している。すなわち、小規模な土木一式工事の場合、大規模な土木一式工事の場合に比較して、あらかじめ想定した標準的な現場条件が異なった場合、受注者の工事費へ影響する割合が著しく大きくなるという認識にたっている。したがって、発注者が、工事位置の現場条件を的確に反映して設計、施工計画、および、積算（設計価格の計上）するのを原則としたのである。

（４）やむを得ない理由（事情）で、工事位置の現場条件を詳細に検討せずに、標準設計、標準施工計画、および、標準積算を適用して発注された場合、応札者は、受注者責任の一つを全うするために、当該工事の現場条件を観察して、標準設計および標準積算を適用できるかどうかを判断しなければならない。応札者は、標準設計および標準積算を適用できないと判断した場合は、現場条件に対応できる施工計画を立案し、それに基づく見積書（工事費内訳明細書の一部あるいは全部）を含む入札書類を作成しなければならない。

（５）工事費が百数十万円から一千万円未満の小規模な土木一式工事の場合、工事費の変動が、倍・半分（200%～50%）と著しい割合であっても、工事費が数億円の場合であれば、変動金額そのものが1%程度以下と小さいために、これまでの我が国の公共工事システムの調査研究と改善の検討対象として軽視されてきたといえる。しかし、高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する土木一式工事は、工事費が百数十万円から一千万円未満の小規模なものが大部分なのである。本規則は、これまで、あまり注目されることがなかった（光があたることが少なかった）小規模な土木一式工事に携わる高知県民の関係者、特に、地方自治

体の発注担当者、および地元中小建設会社の経営者・技術者・技能者等が、地域に密着した知識と経験を活かした創意工夫を発揮できる公共工事システムを構築することを目指して策定されている。

(6) 本規則は、高知県の小規模な土木一式工事の公共工事システムを、標準設計、標準積算資料、マニュアルやハンドブック等に準拠する標準化一辺倒のやり方から、高知県民を信頼して高知県民の創意工夫を活用できる道へと舵を切めることは、地方創生の日常的な実践活動の第一歩であると認識して策定されている。

第2章 入札及び契約の基本原則（受注者選定の基本方針）

第5条 入札及び契約の基本原則

第5条 - 1 地域要件から地域親和力へ

本規則は、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する工事金額が1億円未満の小規模な土木一式工事の執行過程において、高知県に拠点をおき、高知県知事許可を受けて土木一式工事を主たる業務とする建設会社を、”地域要件”に基づいて一律に”保護”する立場は、原則としてとらない。

本規則は、”地域要件”を撤廃して、地方中小建設会社の的確な企業評価を目的とした”地域親和力”の概念を導入し、高知県の地方自治体に根付いた信頼できる優れた地方中小建設会社を、”涵養・育成”する立場をとっている。

”地域親和力”の概念を適用した企業評価手法は、別途、「高知県版；経営事項審査要領」において規定している。

（解説）

(1) 本規則における”地域親和力”とは、社会基盤施設（インフラ）の開発整備管理運営に携わる地域・若手人材育成の実績、技能・技術の伝承、工事位置付近の天然資源の有効利用、自然環境保全への寄与、納税・購買・雇用・自然災害対応の実績、地域行事貢献の実績、寄進（メセ活動）等、高知県において自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）の様々な地域活動の総合的水準のことである。

(2) 社会基盤施設（インフラ）の長寿命化や産業エンジンの創出等、地方自治体の地域経営政策の立案と実践に、それを下支えする社会基盤施設（インフラ）の開発整備管理運営を担当する建設業界と自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）の役割は重要である。本規則は、高知県の地方自治体（市町村）において、技術・技能と経営に優れた自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）が、各地域における固有の産業（経済社会）・生活・文化等の礎となる社会基盤施設（インフラ）を、持続的に維持・保全できる役割を全うできる社会システムを構築することを見据えて策定されている。

(3) 本規則は、高知県の地方自治体（県市町村）に根付いている、技術・技能と経

営に優れた自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）は、想定されている南海トラフ地震の、事前の防災の備え、および発災後の啓開、復旧、復興等の諸活動における重要な一員であると位置づけて策定されている。ただし、南海トラフ地震を見据えて、地方自治体や公益企業体と防災協定を締結している高知県建設業協会に所属する建設会社を、すべて一律に”保護”するという立場は、原則としてとらないことに注意する必要がある。

（４）本規則は、高知県知事許可を受けて、高知県の地方自治体（縣市町村）に拠点がある土木一式工事を主たる業務とする自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）が、高知県民から信頼されると共に、四国・日本国内はもとより、海外の地方自治体の小規模な公共土木工事関係者とも友好的に（国際）交流（情報・意見交換）して、必要があれば、県外・海外の建設市場で活躍できる競争力を保有する、技術力、経営力、地域親和力等に優れた”強い頼りになる建設会社（コンストラクター）”として存続していくことを目指して策定されている。

第5条 - 2 競争性

本規則は、透明性、公正性、競争性を、基本原則としている。

高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（縣市町村）が発注する工事金額が1億円未満の小規模な木一式工事の執行過程において、競争性が確保されなければならない。

（解説）

（１）本規則における競争性とは、低価格のみを競う価格競争でなく、施工方法、技術者、技能者、安全対策、環境保全、防災対応、技術者教育、技能の伝承等を含む、総合的な技術競争のことである。したがって、本規則は、入札過程における落札者決定方法を、最も価格が低いという理由だけで最低入札価格の応札者を、直ちに落札者としてはならない、という原則で規定している。（第・・条 条文・解説参照）

（２）本規則は、透明性と公正性の原則を堅持しつつ、競争を適正な形で徹底することを目指して策定されている。

第5条 - 3 概算発注の禁止

高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（縣市町村）が工事金額1億円未満の土木一式工事を発注する場合、原則として、概算発注することを禁止する。

（解説）

（１）本規則における概算発注とは、以下に示す二種類を意味する。

第一の種類は、標準の過程がよいことは分かっているが、発注者側の人手不足や時間不足等のために、標準の過程とするのが困難ということで、大体は似ている標準設計や既存の設計図書を援用して発注して、工事の進捗に伴って、設計変更しながら、竣工までに、現場の実状に合わせた設計図書を作成するやり方のことである。

第一の種類の場合の概算発注で工事を開始（着工）すると、当該工事の工事内訳明細書が的確に準備できないので、本規則で必須と規定している、厳格な総価単価契約、及び円滑な出来高部分払いの実施が著しく困難となる。それと同時に、工事目的物の定義（確定）が、曖昧なままに工事が進捗するので、発注者は、厳格な受入検査が困難となるので、やらなくてもよい監督業務が必要となる場合がある。

第二の種類は、発注者側の人手不足や時間不足等のために、建設現場の施工条件の精査が不十分となり、現場の施工条件と乖離した施工計画と積算（設計価格の算定）が実施されてしまう場合である。

第二の種類の場合の概算発注の場合、入札過程において、応札者の入札価格の総価および単価が、発注者が算定した予定価格と著しく異なって、契約に至らない場合がある。

（２）本規則は、高知県の地方自治体（県市町村）が、小規模な土木一式工事を発注する場合、各々の建設現場の施工条件を事前に精査して、それに応じて設計図書を入念に作成してから工事公告するのを標準の過程としている。したがって、第一の種類の概算発注は、緊急を要する自然災害対応等の土木一式工事の場合を除いて、これをしてはならない。一方、本条で、原則としたのは、第二の種類の概算発注は、やむを得ない理由（事情）があれば、その旨を発注公告に明記して、これをすることを認めているからである。（第４条 条文・解説参照）

第５条 - ４ 自前施工の比率

高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する、工事金額が１億円未満の土木一式工事において、受注者（元請負会社）となった建設企業の自前施工の比率は、特別な場合を除き、70%以上を標準とする。

（解説）

（１）受注者（元請負会社）となった建設企業の自前施工の比率；X % は、式(6)-1で算定してよい。

$$X = (1 - A / B) \times 100 \quad \text{式(6)-1}$$

ただし、

X ; 自前施工の比率 (%)

A ; 下請負契約金額 (円)

B ; 受注金額 (元請負契約金額) の 80 % (円)

被除数（分子）の下請負契約金額は、下請負契約（外注）する労務費と機械経費を含み、一般に、材料費は含まない。ただし、材工一式で下請負契約（外注）する場合は、材料費も、下請契約金額に含まれるものとする。

（２）受注者（元請負会社）となった建設企業の自前施工の比率を算定する場合の除数（分母）を受注金額（元請負契約金額）の80%としたのは、高知県の地方自治体（県市町村）に根付いて自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）が、健全な経営を持続するために必要な内勤工事経費率（一般管理費率と、ほぼ同義）が、20%以上であり、建設会社（コンストラクター）のコスト・収益構造によっては、30%程度となる場合もあることを考慮したためである。なお、自前施工しない請負会社（コントラクター）が、健全な経営を持続するために必要な内勤工事経費率（一般管理費率と、ほぼ同義）は、建設会社（コンストラクター）より低くなり、一般的に、8~10%と思われる。

（３）自前施工の比率を、特別な場合を除き、70%以上を標準、としたのは、建設現場の施工の一部を専門工事会社に担当させ、受注者（元請負会社）は、マネジメント（管理）を担当するという業務形態が、当該工事の特性によっては適切な場合があることを考慮したからである。そのような場合であっても、受注者（元請負会社）は、全工事期間にわたって、建設現場の詳細について知悉して、建設現場におけるすべての事柄に、責任がとれるようにマネジメント（管理）する必要がある。

第5条 - 5 発注の平準化（通年施工）

高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）は、工事金額1億円未満の土木一式工事を発注する場合、年間を通じて発注金額を（できるだけ）平準化するという発注者責任（努力義務）を全うしなければならない。

（解説）

（１）高知県の地方自治体（県市町村）に根付いて自前施工する地方中小建設会社（コンストラクター）にとって、健全な経営を持続するための必要条件の一つが、年間を通じた継続的な受注であるので、第5条 - 5のように規定した。

（２）我が国の国（中央政府）や地方自治体の公会計制度は、会計年度を4月から翌年3月迄として、毎年度末に予算と決算の帳尻を照査するという単年度予算主義をとっている。国（中央政府）や地方自治体の予算を執行するためには、通常、議会（国会、県議会、市議会、町議会、村議会）承認の手続きが必要なので、当該年度当初の四半期（4月、5月、6月）は、当該年度予算の土木一式工事は発注されないのが一般的な状況である。したがって、年度当初の四半期（4月、5月、6月）は、受注者にとって受注機会がないといっても過言でない状況である。自前施工している建設会社（コンストラクター）にとって、雇用する建設労働者（従業員）、および保有する建設機械を、毎年度当初の相当の期間にわたって活用できない（稼働できない・遊びになる）こととなり、その期間の労務賃金（給与）や建設機械の償却費・管理費等の原資を確保する

ことが著しく困難となる。一方、当該年度末の四半期（1月、2月、3月）は、当該年度予算と共に、通常年末に示達・配分される補正予算の、年度末までの確実な消化（決算）が至上命題となるため、年度末までを工期とした数多くの土木一式工事が発注されることとなり、高知県の地方自治体に根付いている地元中小建設会社（コントラクター）が対応できる容量を越える状況（早出、残業、深夜業、休日出勤、慌ただしい雰囲気、安全作業手順の省略、品質管理標準の簡略化等）となっている。

これらの状況にあつて、受注者が請負会社（コンストラクター）の場合は、下請会社やレンタル機械会社との契約数量を増減させることによって、自前施工する建設会社（コンストラクター）の場合に比較して遥かに容易に対応できるといえる。

本規則は、第2条 自前施工の原則（高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（区市町村）が発注する工事金額が1億円未満の土木一式工事を施工する場合、原則として、自前施工できる建設企業に発注する。）を規定しているので、発注を平準化（通年施工）することが重要なのである。

（3）高知県の地方自治体（区市町村）の小規模な土木一式工事の発注を平準化する方法の一つは、当該年度予算を翌年度に繰り越して執行する、ゼロ県債、ゼロ市債、ゼロ町債、ゼロ村債の適用が基本となる。詳細は、本規則と別途、立案された「高知県版；公共工事発注の平準化ハンドブック」を参照するのがよい。

第6条 法令遵守と公正性

高知県の地方自治体（区市町村）が発注する小規模な土木一式工事の関係者は、独占禁止法、労働安全衛生法、建設業法等の法制を、高知の社会的要請に応えるように法令遵守しなければならない。

（解説）

（1）本規則は、コンプライアンス＝法令遵守 という考え方に立脚していない。すなわち、独占禁止法、労働安全衛生法、建設業法等の法制を、ひたすら徹底して法令遵守することがコンプライアンスでなく、コンプライアンス＝社会的要請への適応 という考え方に立脚している。本規則を策定することが、高知県の未来図を見据えた新しい公共工事システムのルールを創造（ルールを作る、ルールを活かす、ルールを改める）して、経済社会の環境の激変に応じた”フルセット・コンプライアンス”を実践することである、という考え方である。

（2）入札過程における談合（話し合いによる受注調整）は、独占禁止法の法令違反である。それと同時に、機械的で一律的な要件のみで、地元業者の優先や地元産品の優先（優遇）・中小企業の保護（優先受注）することも、場合によっては独占禁止法の法令違反の虞があることに注意する必要がある。

第7条 倫理基準

高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事の関係者は、最高の倫理基準に従って行動しなければならない。

（解説）

（１）本規則における 最高の倫理基準に従って行動する とは、第一に、独占禁止法、労働安全衛生法、建設業法等の法制を、高知の社会的要請に応えるように法令遵守することを意味する。第二に、以下に定義する「腐敗行為」「不正行為」「威圧行為」「共謀行為」等を行わないことを意味する。

腐敗行為とは、直接的あるいは間接的に、他の当事者の行動に不適切な影響を与える目的で、有価物を提供・贈与、受領・要求することである。

不正行為とは、金銭的利益の獲得、義務の回避等を目的として、故意あるいは無謀に欺く行為あるいは不作為することである。（例：不当表示）

威圧行為とは、関係者の行動に不適切な影響を与える目的で、関係者あるいはその所有物に損害を与える、あるいはその脅迫をすることである。

共謀行為とは、他の当事者の行動に不適切な影響を与える目的で、２人以上の関係者が画策した取り決めを実行することである。

（２）高知県知事許可を受けて、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する工事金額が１億円未満の小規模な土木一式工事を主たる業務とする建設会社（コンストラクター）が、最高の倫理基準によって行動するとは、平成 24 年 11 月 13 日に開催された一般社団法人高知県建設業協会臨時総会において決議された行動憲章を遵守することを意味する。

第 8 条 違反行為の処罰（ペナルティー）

第 8 条 - 1 指名停止

高知県の、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体は、独占禁止法、労働安全衛生法、建設業法等の法令を違反した、高知県に拠点をおき、高知県知事許可を受けて土木一式工事を主たる業務とする建設会社（コンストラクター）に対して、地方自治体の行政裁量による措置である指名停止は、法令に基づいたものでないため、原則として、これを行わないこととする。

（解説）

（１）本規則は、多様な入札の種類を基本として指名競争一辺倒でないこと、および、高知県の地方自治体に根付いた自前施工できる建設会社（コンストラクター）の会社経営の第一歩といえる、土木一式工事の受注機会を根幹から断ち切ることになる処罰（指名停止）を、公式な不服申し立てシステムが伴わない行政措置で執行することは、公正性の観点からに妥当性に欠けるので、このように規定した。

第8条 - 2 監督処分

独占禁止法、労働安全衛生法、建設業法等の法令に違反した、高知県に拠点をおき、高知県知事許可を受けて土木一式工事を主たる業務とする建設会社（コンストラクター）に対して、高知県知事は、当該建設会社を、建設業法に基づく監督処分、すなわち営業停止処分あるいは建設業許可取消処分することができる。

独占禁止法、労働安全衛生法、建設業法等の法令に違反した建設会社に対して、高知県の市町村の首長は、高知県知事に、当該建設会社を、建設業法に基づく監督処分、すなわち営業停止処分あるいは建設業許可取消処分するよう上申することができる。

（解説）

（1）監督処分は、建設業法に基づく行政処分であり、不良不適格業者を排除することは、許認可権限を有する高知県知事の責務の一つである。ただし、故意か過失かを問わず不適切な事態が発生した場合、営業停止処分あるいは建設業許可取消処分等までの厳重な監督処分を講ずることが不相当とされることがある。このような場合に罰則を付与するためには、各地方自治体の議会で議決された罰則規定をあらかじめ制定して、事前に公表しておかなければならない。罰則規定の詳細は、地方自治体毎に、別途、これを定める。

（2）本規則における営業停止処分の意味内容は、公衆安全衛生、環境保全等に特別の支障がない限り、建設会社の本社（支店）、営業所、現場事務所、および建設現場等における全ての企業活動を、所定の期間にわたって停止することである。したがって、当該建設会社が営業停止処分となった期間は、通常は、工事現場の出来高が進捗しないので、原則として、出来高部分払いの対象外となる。

（3）営業停止処分および建設業許可取消処分の実施要領の詳細は、地方自治体毎に、別途、これを定める。

第9条 品質保証と受入検査

高知県の、高知県庁、高知市役所、香美市役所等の地方自治体が発注する土木一式工事においては、高知県民の信頼に応えられる品質保証を実現しなければならない。

品質保証は、発注者は受入検査、受注者（元請会社）は品質管理という役割分担を的確に実践しなければならない。

（解説）

（1）本規則における受入検査とは、請負工事契約に基づく土木一式工事における発注者が、発注者責任を全うすべき行為の一部である。検査基準に基づく出来高部分の検査業務のみならず、検収、査定（設計変更）、精算、支払いという一連の業務のこ

とである。本規則は、それら一連の業務を整理し通観して得られる知見に基づいて、積算基準、検査基準、仕様書等を改訂する行為も、広義の受入検査と称している。

(2) 本規則における品質管理とは、請負工事契約に基づく土木一式工事における受注者が、受注者責任を全うすべき行為の一部である。施工計画書に基づく自主的な管理業務、すなわち、品質管理、工程管理、原価管理、安全管理、環境保全等の一連の業務のことである。

(3) 本規則は、発注者に、監督業務に携わることを要求していない。その代わりに、発注者に、厳格な受入検査の実践を要求していることに注意する必要がある。

(4) 本規則は、出来上がった工事目的物と共に、施工プロセスも受入検査の対象としている。したがって、発注者は、受注者に、工事現場の作業人員、資材、機械等に関する、業務の種類、作業時間、使用（消費）量、運転時間等を記載した工事日報を提出させることを原則としたのである。（第・・条 条文・解説参照）

工事日報は、施工プロセスに関する重要な計測資料と位置付けられる。

第3章 入札および発注の種類

第10条 入札および発注の種類

第10条 - 1 入札の種類

入札の種類は、応札者数を制限しない一般競争入札、幅広い意向確認後に応札者数を限定指名する意向確認型指名競争入札、発注者の判断で応札者数を限定指名する選択型指名競争入札、随意契約 のいずれかを基本とする。

(解説)

(1) 本規則の基本原則、透明性、公正性、競争性を斟酌すれば、一定金額より大きい工事は、制限付き一般競争入札とするのがよい。ただし、調達業務の効率性を考慮して、一定金額より小さい工事は、3社以上を限定指名する指名競争入札、あるいは随意契約としてもよい。指名競争入札、あるいは随意契約の、工事金額の上限は、地方自治体毎に、別途、これを定める。

(2) 特に定めがない場合は、随意契約は、工事金額（設計価格）が、160万円未満、3社以上を限定指名する指名競争入札は、工事金額（設計価格）1600万円未満とするのを標準とする。ここで規定した標準の工事金額（設計価格）は、想定している当該工事の純利益（3%）が、それぞれ、5万円未満、および50万円未満となるように、工事金額（設計価格）の境界(上限)を設定している。

(3) 人命や財産の損失が懸念されるような、緊急の事故・災害に対応する土木一式

工事の場合は、これらの標準の工事金額の規定によらず、随意契約としてよい。

〔よもやま話〕高知の新たな公共工事システム研究会で実施したスイス地方自治体の公共工事システムに関する調査研究によると、ベルン州インターラーケン市（人口約1万人）を始めとする基礎自治体の公共調達規則は、随意契約を積極的に活用している。なお、スイスの平均年間収入金額（2014年）は、日本の約2倍である。

（2014年9月まで）特に定めがない場合は、随意契約は、工事金額（設計価格）が、1000万円未満、3社以上を限定指名する指名競争入札は、工事金額（設計価格）2000万円未満とするのを標準とする。

（2014年10月から）特に定めがない場合は、随意契約は、工事金額（設計価格）が、3000万円未満、3社以上を限定指名する指名競争入札は、工事金額（設計価格）5000万円未満とするのを標準とする。

（4）高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（区市町村）が工事金額1億円未満の土木一式工事を発注する場合、発注者は、本規則の基本原則、透明性、公正性、競争性を堅持しつつ、自前施工できる地方中小建設会社（コンストラクター）を育成するために、3社以上を限定指名する指名競争入札、あるいは随意契約の適用を積極的に検討するのがよい。

第10条 - 2 発注の種類

（1）高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（区市町村）が工事金額1億円未満の土木一式工事を発注する場合、原則として、設計・施工分離発注方式とする。

（2）高知県の地方自治体（区市町村）は、工事金額1億円未満の土木一式工事に係る中期（3～5年）社会基盤整備計画を策定して、その一連の土木一式工事の発注見込み（計画）について、技術と経営に優れた地域に根付いて自前施工できる地元中小建設会社に公知して、包括的な応札有資格候補者として協定を締結することについて検討することが望まれる。

（解説）

（1）一般に、建設プロジェクト（土木一式工事含む）の発注（・契約）は、「実態」、「慣習」、「法制度」の影響を強く受けるものである。「実態」が一定の期間行われ続けると「慣習」となり、徐々に、国・地方自治体における「法制度」となる。「法制度」は、それができた段階では「実態」に則しているものの、時間の経過に伴って、それぞれにずれが生じるので、これらを整合させるために新たな「法制度」が作られる。この繰り返しによって我が国の発注制度は変化（変容）してきたといえる。

（2）建設プロジェクト（土木一式工事含む）の発注は、設計・施工分離と設計・施工一

括（一体活用）に大別される。我が国の国・地方自治体における土木一式工事は、設計・施工分離発注方式を原則としてきた。しかし、過去十数年間にわたる公共工事の入札・契約制度の改革と変化に伴って、高度な技術を要する複雑で大規模な土木一式工事は、設計・施工一括（一体活用）方式で発注する取組みが増加している。

（３）ここでいう設計の意味内容が、工事目的物の設計のみか、施工プロセスに構築される仮説構造物の設計も含むのかは、現状では、必ずしも明確でないのが「実態」といえる。したがって、近年の「実態」として、設計・施工分離と設計・施工一括（一体活用）の中間的な発注もあり、発注者と受注者（元請負会社）の責任やリスクの分担が多様で曖昧になっているという指摘もある。

（４）本規則は、高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（県市町村）が発注する工事金額１億円未満の、複雑で高度な特殊技術を必要としない小規模な土木一式工事を適用の範囲としているので、原則として、設計・施工分離発注方式とした。ただし、各建設現場の特性や現場条件に、最も相応しい既存の技術の組み合わせと適用方法を工夫する必要があるので、受注者に優れた技術力が求められることは、設計・施工分離でも設計・施工一括（一体活用）でも同様であることを銘記しなければならない。

（５）高知県の地方自治体（県市町村）の地域に根付いて自前施工する地元中小建設会社（コンストラクター）にとって、健全な中期（３～５年）経営計画を策定するための基礎資料の一つである受注見込みについて、これを中期的に想定して準備できる仕組みが必要という立場から、第１０条－２（２）を規定した。これと同様な仕組みは、英国の一部の地方自治体で、フレームワークアグリメントと称して既に導入・実施されているが、日本の地方自治体の公共工事システムにおける実績は皆無なので、高知県の地域振興・地方創生に資する発注方法と思われるが、その適否について慎重に検討することとした。

第４章 発注規模の決定方法

第１１条 発注規模の決定方法

発注者は、当該土木一式工事に関連する技術や職種に応じて、発注規模（発注ロット）を適切に設定しなければならない。それと同時に、経済的あるいは技術的理由で、幾つかのロットを統合することも検討する必要がある。

（解説）

（１）これまでの日本の地方自治体の公共工事は、官公需法の制約条件から、地方中小建設会社を受注者（元請負会社）とするために、技術（エンジニアリング）的観点からは、一つ（１ロット）の建設工事として発注・契約するのが適当な場合であっても、敢えて幾つかの小さな発注ロットに分割して発注・契約するのを通例としてきた。このようなやり方でも概ね大過なく進捗してきた理由は、特殊な下請（上請・横請）契約の

黙認、総価契約、概算発注の容認、出来高部分払いをしない等、施工プロセスに関する管理と受入検査を疎かにした品質保証システムを許容してきたからである。

(2) 本規則は、高知県の中小建設会社が、地方自治体が発注する公共工事の受注者（元請負会社）となることを、奨励・推進する立場に立っているが、本規則の主要な条項は、これまでの日本の地方自治体の公共工事のやり方と著しく異なる事項を規定していることに、十分に注意する必要がある。すなわち、自前施工の原則、総価単価契約、概算発注の原則禁止、出来高部分払い等の規定を遵守しなければならない制約条件があるので、発注者および受注者（元請負会社）ともに、工事件数を増やすと、ほぼ比例的に管理事務量が増加することに留意する必要がある。

第5章 契約の種類

第12条 総価単価契約の原則

高知県で、高知県、高知市、香美市等の地方自治体が発注する土木一式工事の契約は、総価単価契約を原則とする。特別の事情がある場合は、単価契約あるいは総価契約とすることができる。

(解説)

(1) 本規則でいう「総価単価契約」は、現在（2015年3月4日）国土交通省が実施している「総価契約単価合意」とは、全く異なることに注意する必要がある。

(2) 総価単価契約とは、入札の時点で各々の応札者が、各工事契約項目の種類と数量に応じた単価を表明し、落札者との契約時点で、総価と単価の両方を契約する方式である。したがって、「総価単価契約」における「単価」とは、落札者が入札書類の工事費内訳明細書に記載した「単価」のことである。

(3) 総価契約単価合意とは、入札の時点で各応札者が「正式に」に表明する工事費に関する事項は、総価のみであり、落札者との契約時点では総価で契約し、その後、契約した総価に整合するような各工事項目の単価を、発注者と落札者とが協議して合意する方式である。この場合の「単価」は、入札手続きの以前に実施される発注者の官積算における「単価」が基本となり、落札者が契約後に表明・提示する工事費内訳明細書に記載した「単価」と比較検討しつつ、両者の協議によって決定される。したがって、発注者と受注者が、契約時に単価を含めて総価や工期等を契約する（総価単価契約）か、総価や工期等の契約後に、両者の協議によって単価を合意する（総価契約単価合意）か、という大差があり、似て非なるものといえる。

(4) 総価単価契約の場合、発注者と落札者（受注者）との請負工事契約に定める単価は、原則として、落札者が提出した工事費内訳明細書に記載された単価としなければならない。出来高部分払いする場合、および一定の範囲内の数量の増減に伴う設計変更精算する場合も、落札者が提出した工事費内訳明細書に記載された単価を用いて

当該工事部分の支払金額を算定するのである。

第 13 条 工事内訳明細書および工事費内訳明細書

第 13 条 - 1 工事内訳明細書

発注者は、当該工事の施工条件を十分に反映すると共に、工事中の施工プロセス検査および出来高部分払いの業務が、できるだけ容易かつ円滑に実施できるような、項目と内容を記載した工事内訳明細書を、仕様書、設計図等とともに、工事公告文書（公募書類）の一部として作成しなければならない。

（解説）

（１）現在の日本の地方自治体（区市町村）における公共工事は、総価契約であるが、参考資料として工事数量の内訳書と共に、建設機械、仮設や工事道路等の施工方法について記載された設計図書が配布されている。しかし、これらは、発注者が積算（予定価格の算定）のために想定した参考資料であり、本来は、受注を目指す応札者が、それぞれの建設会社の技術力や保有機械の特性を考慮して、独自に計画し、それに基づいた積算（見積書の算定）をすべきものといえる。

（２）本規則は、総価単価契約を原則としているので、発注者は、当該工事の工事数量内訳書を、参考資料でなく、正式な入札公告文書（公募書類）の一部として作成しなければならない。それと同時に、予定価格（設計価格）の算定にあたって想定した現場条件および施工方法（建設機械、仮設計画、運搬計画等）を明示する必要がある。想定する現場条件および施工方法の実際の状況との整合性の厳密さの程度は、標準的な状況を想定する場合と、厳密な検討を実施する場合のいずれでもよいが、入札公告文書に、その旨を明示しなければならない。

（３）これまでの日本の地方自治体（区市町村）の公共工事は、景気対策や地域経済の振興を念頭に、「各年度の当初予算および補正予算」を、単年度予算（決算）主義に基づいて「配分された予算を、とにかく年度内に消化する」ことがよいこと、あるいは、至上命題とされてきた。小規模な土木一式工事は工事件数が多いのが一般的なので、各々の建設現場の施工条件を精査して、それに応じて設計図書を入念に作成してから工事公告するのがよいことは分かっているが、発注者（地方自治体の担当者）の人手不足や時間制約で、それはとても無理ということで、標準的な状況を想定して、入札公告文書を作成するのが常態化していたと思われる。大体は似ている標準設計、あるいは類似の設計を援用して、迅速に（効率的に）まずは発注して、工事の進捗に伴って、建設現場の施工条件に応じて設計変更すればよいというやり方は、地方公務員の定員削減という時代の趨勢にあって、ある意味で合理的ということもできる。しかし、そのようなやり方は、本来、発注者が保有し発揮すべき土木技術に関する業務を簡略化、手厳しい言い方をすれば放棄していることであり、高知県民の公共

工事への不信感の源の一つと思われるのである。

本規則は、高知県の地方自治体（県しちょう）の小規模な土木一式工事において、このような悪性慢性疾患もいえるやり方を変更して、高知県民からの信頼を回復するために、このように規定した。

第13条 - 2 工事費内訳明細書

高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事の応札者は、当該工事の工事目的物、現場条件、施工計画、施工プロセスの制約条件（品質管理、安全管理、環境保全等）を十分に勘案すると共に、工事現場の建設労働者、技術者、技能者の賃金と福利厚生を所定の水準とし、持続的で健全な建設企業経営できるような工事費内訳明細書を、正式な入札書類の一部として発注者に提出しなければならない。

（解説）

（1）応札者が工事費内訳明細書に記載する単価は、施工計画と施工プロセスと整合するように算定しなければならない。工事金額の総額を同様として、工程前半の工事項目の単価を意図的に高め、工程後半の工事項目の単価を意図的に低めにする、あるいは、最終出来高数量が増加して精算を見込める工事項目の単価を意図的に高め、すること等は、倫理基準に違反する行為として、これを禁止する。

第6章 入札の過程

第14条 工事内容及び施工条件の明示

発注者は、応札者が施工計画や見積価格を的確に立案できるように、工事公告において、工事内容と施工条件を明示することを原則とする。

（解説）

（1）自然環境条件の影響を受ける建設現場は、工事公告の段階で、地質条件のような施工条件を、もれなく完璧に明示することが困難な場合がある。そのような場合は、発注者が、その時点で知り得る範囲内の事項のみを、工事公告に記載せざるを得ないが、工事の進捗に伴って、地質条件等の施工条件が明らかとなった場合の、設計変更の手続きについて、工事公告文書に明示しておく必要がある。

第15条 設計価格（標準価格、想定価格、入口価格）

- （1）発注者は、設計価格を、工事公告までに算定するのを原則とする。
- （2）設計価格は、入札公告と同時に公表するのを原則とする。

(3) 設計価格は、当該工事に携わる建設労働者（技術者・技能者）に、所定の基本（最低）賃金が支払われること、および、受注者の建設会社が、3%程度の純利益を計上できること等が達成できるように算定しなければならない。

(4) 本規則によって算定された設計価格に、一定の割合を乗じて、最低制限価格、あるいは調査基準価格としてはならない。

(5) 特別な事情で、設計価格の算定値が、特別な影響（最低制限価格、調査基準価格等）を持つ場合は、別途取り扱いを定める。

（解説）

(1) 本規則における設計価格は、発注者の計画的な予算管理の基礎となると同時に、当該工事について、建設市場の動向を機動的に斟酌しつつ、ここまでは支払ってもよい、という発注者が意思表示した金額といえる。したがって、入札公告と同時に公表することを原則とした。

(2) 本規則における設計価格は、これまでのわが国の公共工事における予定価格と、ほぼ同様の意味内容を有するものである。ただし、設計価格を算定するにあたって、高知県における地方自治体（県市町村）の発注者は、国土交通省監修の標準積算資料や国からの通達・通知のみに依拠するのではなく、高知県の各市町村（地方自治体）における、固有の社会・経済情勢を的確に反映して、各市町村に根付いて自前施工できる建設会社（コンストラクター）が持続的に健全な会社経営できる価格を算定するという責務を全うする必要がある。したがって、本規則における設計価格の特性は、標準積算資料に合致する標準積算を誤りなく実施すれば、その責務を全うできる予定価格の場合と、著しく異なるといえる。

(3) 本規則で、予定価格とは異なる特性をもつ設計価格をについて規定した理由は、現時点（2014年）における高知県の地方自治体（県市町村）の公共工事に応札する建設会社が、各建設会社の固有の見積を実施する前に、発注者が規定した最低制限価格を推量することを主たる目的に、本来は、受注者がしなくてもよい予定価格の算定（すなわち「官積算」の作業）を、高知県の民間の地方中小建設会社が相当の時間をかけて実施している悪習を廃止したい（やめさせたい）からである。

(4) 本規則は、高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事に応札しようとする地域に根付いた中小建設会社（コンストラクター）を、当該工事の「官積算」をするという、諸外国の公共工事関係者から驚かれ嘲笑されているアライ作業から解放して、応札者として取り組むべき当該工事の独自の施工計画に基づいた本来の見積業務に専念させることを目指している。

(5) 本規則において、設計価格は、入札公告と同時に公表するのを原則とする、と規定したのは、透明性を確保するという基本方針に基づいている。それと同時に、2014年の日本の公共工事において、発注者が、守秘の義務を課せられた予定価格を、民間業者に、謝礼を受領して漏洩する汚職事件が頻発している事情を斟酌している。設計価格を入札公告と同時に公表することによって、発注者が設計価格（予定価格）

を漏洩するという違法行為を根絶することができる。設計価格（予定価格）を入札公告と同時に公表しても、健全な競争性が実現していれば、応札者の入札行動に悪影響を及ぼすことはないという経済学的分析からの定説も参考にしている。

（6）すべての入札価格が、本規則によって算定される設計価格を大幅に上回った場合は、入札手続きを、一旦、中止するのを原則とする。（第43条 条文・参照）

第7章 専門家・資格を有する技術者の活用

第16条 発注業務および調達業務の実践

高知県において、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体（区市町村）が、工事金額1億円未満の土木一式工事を発注する場合、建設管理者として担うべき発注業務、および建設技術者として担うべき調達業務に関して、地方自治体（区市町村）の常勤職員（地方行政官）は、自らが担える役割分担の範囲を明確にしなければならない。地方自治体（区市町村）の常勤職員（地方行政官）自らで担うことができない業務は、当該分野の専門家あるいは資格を有する技術者に業務委託して、その旨を、発注公告文書に明示しなければならない。

（解説）

（1）高知県の地方自治体（区市町村）は、日本全国の傾向と同様に地方公務員が定数削減され、数多くの小規模な土木一式工事の執行を全て自らで担うための常勤職員（地方行政官）は、質・量とも不足しているのが現状である。しかし、常勤職員（地方行政官）が質・量とも不足しているからといって、発注者が公共工事を粗略に執行することが許されないのは当然のことであるので、このように規定した。

（2）公共工事の執行過程で地方自治体（区市町村）の常勤職員（地方行政官）が担うべき業務は、大別して発注業務と調達業務がある。発注業務は、当該工事を注文（オーダー）して契約を締結するという建設管理者の立場の業務なので、その権利と責任を付与された地方自治体の常勤職員（地方行政官）が自ら担うべき必須の業務といえる。調達業務は、当該工事の工事目的物を、困難を伴う技術的課題（発注公告文書・工事仕様書の作成、入札書類の評価、施工プロセス検査、受入検査等）を克服して供給（実現）するという建設技術者の立場の業務といえる。本規則は、地方自治体（区市町村）の常勤職員（地方行政官）の質・量が不足して十分な対応ができない場合は、必要に応じて、信頼できる民間の建設コンサルタント等の建設技術者に、その業務を外部委託できることを明文化して規定した。

第17条 専門家・資格を有する技術者の活用

入札公告の準備、公募書類・工事仕様書の作成、入札書類の審査・評価、施工プロセス

検査、受入検査等のエンジニアリング業務を、民間の技術者（コンサルタント会社、技術者協会等）に業務委託する場合は、事業予算規模と業務内容（設計、発注業務、審査・評価業務、施工プロセス管理、受入検査等）に応じて適切に選定しなければならない。

（解説）

（１）本規則は、地方自治体（区市町村）の常勤職員が、すべての土木一式工事の困難を伴う技術的課題に自らで十分に対応できる建設技術者の役割を担う必要は必ずしもないが、当該土木一式工事の注文（オーダー）と契約という建設管理者の役割は、その権限と責任を付与された地方自治体（区市町村）の常勤職員にとって必須であると規定した。

（２）地方自治体（区市町村）の重要な責務の一つは、社会基盤施設（インフラ）の整備・管理・運営なので、地方自治体（区市町村）の常勤職員に、公共工事（土木一式工事）の発注業務を担当する建設管理者の役割は必須となる。建設管理者は、必ずしも高度な知識と能力を保有する建設技術者である必要はないが、建設マネジメント、建設プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント等について、一定の範囲の知識と経験があることが望ましいといえる。

（３）地方自治体（区市町村）の建設管理者は、公共工事の発注業務の責任者であり、専門的な技術的知識を要する設計図書、工事仕様書（共通・特記）、入札公告文書等を作成する調達業務を、必要に応じて外部の民間の技術者（コンサルタント会社、技術者協会等）に委託して、地方自治体（区市町村）の公共工事の発注業務および調達業務の両者を的確に執行する責務（発注者責任）がある。

（４）的確な設計図書と工事仕様書の作成、工程と工期の設定、工事数量内訳書および入札公告の作成、現場条件に合致した積算等の役割を、地方自治体の常勤職員（地方行政官）のみで担うことが困難な場合であっても、これらの業務を的確に実践する権限と責任が、地方自治体（区市町村）における建設管理者の立場の常勤職員にある。建設技術者が十分に配置されていない高知県の地方自治体（区市町村）であっても、発注業務と調達業務の両者を的確に実践するために、適切な外部の民間の技術者（コンサルタント会社、技術者協会等）を選定して委託することは、建設管理者の立場にある地方自治体の常勤職員の最も重要な責務の一つである。

第 18 条 入札書類の審査および評価

入札書類の審査項目と評価項目の内容、各項目の重み付けの割合、審査と評価の手続き等は、入札公告と同時に公表しなければならない。

（解説）

（１）本規則は、これまでの日本の公共工事の入札過程における一般的社会通念、すなわち、入札書類を開札したらできるだけ早急に落札者を決定すべき、というやり方

と異なることに注意する必要がある。すなわち、応札者の優劣を比較して評価する前に、それぞれの応札者の入札書類の内容が、本規則の要求水準に合致していることを確認する審査過程を設けている。本規則の要求水準を満たさない内容の入札書類を提出した応札者は、審査の段階で失格とされて、落札者を決定するための評価の段階から除外される。入札書類を審査と評価の二段階で慎重に取扱うので、開札から落札者の決定までに、短くても1週間程度の日数を要するものであり、通常は2週間程度を標準としてよい。

(2) 入札書類の審査項目および落札者を決定する評価項目等の詳細は、入札公告書類の一部として明示しなければならない。これらの項目は、開札後に変更してはならない。

第19条 総合評価委員会の設置

高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事の入札書類を、品質、価格、及び地域親和力等を総合的に考慮する加算方式の総合評価落札方式で落札者を決定する場合は、その審査手続きと評価手法について審議するために、高知県、高知市、香美市、四万十市等の各地方自治体に、総合評価委員会を設置しなければならない。総合評価委員会の委員長と委員、およびその選任方法と任期等は、評価手続きの完了後に公表するのを原則とする。

(解説)

(1) 本規則は、高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事の発注業務と調達業務は、地方自治体の常勤職員および外部委託した専門家が担当するとしているので、総合評価落札方式の審査手続きと評価手法も、一般的には、これらの担当者（建設管理者および建設技術者）によって審議されて決定される。

(2) 総合評価委員会の委員長や委員の氏名について事後公表を原則としたのは、審査と評価の過程における外部からの働きかけが困難とするためである。

第20条 総合評価特別委員会

総合評価委員会における審議内容の妥当性（合法性）を検証するために、総合評価特別委員会（弁護士等の法律の専門家、地域住民等の第三者を含む）を設置しなければならない。総合評価特別委員会は、総合評価委員会における審議内容を照査して、必要に応じて変更・改訂すべき事項を提言することができる。

総合評価特別委員会の審議項目は、総合評価委員会に関することと共に、当該地方自治体における土木一式工事の入札（指名競争入札、随意契約等）と契約（出来高部分払い、単価契約、設計変更等）のあり方に関する事項も審議することを検討するのがよい。

総合評価特別委員会の委員長と委員、およびその選任方法と任期等は、委員会活動の開始に先立って公表するのを原則とする。

総合評価特別委員会の審議は、公開するのを原則とする。

(解説)

(1) 高知の地方自治体(県市町村)における小規模な土木一式工事の発注業務と調達業務に日常的に携わる担当者は、地方自治体の常勤職員および、権限と責任がある建設管理者が選任して業務委託された民間の建設技術者である。彼らは、土木一式工事の技術的分野の専門家なので、総合評価落札方式に関する技術的判断を審議する総合評価委員会の構成員として相応しいといえる。地域親和力を見据えつつ地域経済や地方創生に重要な役割を担う自前施工する地元中小建設会社(コンストラクター)の将来展望は、各地方自治体(県市町村)における様々な立場の住民(高知県民)が参加した場における議論と賛同が不可欠なので、総合評価特別委員会を設置することにした。総合評価特別委員会の構成員は、必ずしも建設技術の専門家である必要はないが、当該地方自治体の小規模な土木一式工事の発注業務と調達業務について、建設技術に関する専門的知識がない住民(高知県民・素人)が理解できるように説明できる人物も選任しておく必要がある。

(2) 各地方自治体の常勤職員と業務委託された専門家や建設技術者で構成される総合評価委員会の審議内容と決定が、地域振興や地域創生を強調するあまり法令を逸脱することを防止するために、総合評価特別委員会は、弁護士等の法律の専門家を構成員としなければならない。

(3) 総合評価委員会は、地方自治体ごとに個別に設置するのがよいが、総合評価特別委員会は、複数の地方自治体が共同して設置して合同で審議してよい。

第8章 競争入札参加の有資格者の範囲

第21条 競争入札参加の有資格者の範囲

高知県に拠点をおき、高知県知事許可を受けて土木一式工事を主たる業務とする建設会社が、高知県の地方自治体(県市町村)における小規模な土木一式工事の入札に参加するためには、受注者(元請会社)となった場合に自前施工できること、所定の地域親和力を保有していること、持続的に地域活性化できる賃金を建設労働者に支払うこと等の資格要件を満たさなければならない。

高知県の地方自治体(県市町村)に根付いて自前施工する地方中小建設会社(コンストラクター)の、持続的で健全な経営基盤を安定させる方策の一つとして、発注者は、当該土木一式工事の入札時点における応札者の手持ち工事量について配慮しなければならない。

(解説)

(1) 第2条および第11条 条文・解説参照。

(2) 本規則において、元請会社が自前で施工するとは、建設現場における労働者（現場監督、職長、職人等）が元請負会社に雇用されている従業員であること、建設機械が元請負会社の自社保有機械（営業リースの場合と資本リースの場合とは区別して検討する。）であること、建設材料・資材を元請負会社が調達している（直接の購入品あるいは算出品である）ことを意味する。

(3) 発注者が当該土木一式工事の入札時点において、応札者の手持ち工事量について配慮するという意味は、その時点における応札者の手持ち工事金額の絶対額を照査して比較衡量することではない。応札した自前施工できる建設会社の経営実態（従業員数、保有建設機械の種類と台数等）の損益分岐点と手持ち工事量との関係を把握して、入札書類の審査および評価の過程における審査項目や評価方法に適切に反映しなければならない。

第9章 工事仕様書

第22条 一般

(1) 工事仕様書には、全ての応札者が、通常の労力で過不足なく工事の見積もりできる内容を示さなければならない。

(2) 工事仕様書に、工事現場の地盤条件や地下水位等の現場条件を明示しなければならない。

(3) すべての応札者が、工事価格を適切に見積もることができるように、工事に伴う不確実性について、過不足なく工事仕様書に示さなければならない。

(解説)

(1) 第14条 条文・解説 参照

第23条 技術仕様書

(1) 特別な場合を除き、特定の企業(会社)を受注させる、あるいは排除するという結果となるような、材料、製品、商標、工法等を指定することは、原則として禁止する。

(2) 地産地消、純県産材活用促進等の理由で、材料、製品、商標、工法等を指定する場合であっても、それらの同等品の適用を許容しなければならない。

(解説)

(1) 建設材料、建設機械、工法等に関する特許や実用新案を保有する応札者の競争

優位は、自前施工の原則、加算方式による総合評価落札方式、総価単価契約等の諸規定の適用によつて的確に評価できると思われるので、できるだけ数多くの意欲ある建設会社に公平に入札機会を付与するために、この規定を設けている。

(2) 高知県の地方自治体(県市町村)が、地元で算出する木材や石材等の建設材料を、小規模な土木一式工事で積極的に活用することは奨励されるが、特定の建設材料を指定すると、市場メカニズムの制約から、特定の建設会社のみが調達可能という場合があるので、公平性を担保するために、必ず同等品の適用を認めることが必要となる。

第24条 工事内訳明細書・設計図面・製品見本

(1) 高知県の地方自治体(県市町村)が小規模な土木一式工事を発注する場合、当該工事の内容を説明するために、発注者は、工事公告書類の一部として、工種、種別、および細別を明示した工事内訳明細書を作成するのを原則とする。

(2) 必要に応じて、設計図面や製品見本等の媒体を用いて、当該土木一式工事の内容を説明することができる。

(解説)

(1) 第13条 条文・解説 参照

(2) 我が国の土木工事積算体系において、工種、種別、細別等の名称と意味内容を整理して纏めると、表24-1に示すとおりである。

工事内訳明細書の内容は、レベル4の種別区分の数量を明示することが、契約条件の明確化のために重要といえる。

表 24-1 工事工種体系の分類一覧表

レベル	名称	内容	
0	事業区分	予算制度上の区分	河川改修 道路新設・改築
1	工事区分	工事発注を意識した分割	築堤護岸、道路改良
2	工種区分	構造物の部位を施工する一連作業の総称	道路土工、擁壁工
3	種別区分	全体の見通しをよくする集約	現場打躯体工 土留仮締切工
4	細別区分	工事の単位目的物、契約数量を表示	コンクリート、鋼矢板
5	規格区分	材質、規格など契約上明示する条件	コンクリート規格 矢板形状・規格
6	積算用条件	積算作業の条件で契約上明示しないもの	コンクリート打設方法

(3) 本規則は、高知県における地方自治体（県市町村）の小規模な土木一式工事の場合は、これまでの我が国の公共工事における慣例と異なり、表 24-1 のレベル 6；積算用条件を、発注公告書類の一である工事内訳明細書に、できるだけ詳細に明示することにした。発注者が、積算作業の条件を明示しない場合は、標準的な条件を想定したとみなされるので、応札者が、入札書類の一部で示した施工計画を積算作業の条件としてもよい。

第 10 章 入札公告文書（公募書類）

第 25 条 入札公告文書（公募書類）

入札公告は、以下に示す文書によって構成するのを原則とする。

- (1) 入札公告、工事内容、工事内訳明細書、設計図、製品見本等
- (2) 共通仕様書、特記仕様書（技術指針）
- (3) 契約書類；適用される契約約款
- (4) 技術提案書に記載すべき事項
- (5) 入札書類の審査（適性）基準および落札基準
- (6) 入札時に提出する技術提案書の添付資料の項目

(解説)

(1) 応札者の価格提案は、発注者が入札公告書類の一部として作成した工事内訳明細書のレベル4細別区分毎に単価を記入した工事費内訳明細書を提出することが基本となる。

(2) 応札者は、工事費内訳明細書による価格提案に加えて、配置予定の監理技術者の経歴と実績、規定書式による技術提案書、工程表等を提出することを求められる。

(3) 入札時に提出する技術提案書の添付資料に含むべき項目は、以下に示す通りである。

- ① 応札する建設会社（コンストラクター）の会社の組織図
- ② 全従業員のリスト、職種、居住地、勤務形態
- ③ 建設現場の組織図、配置予定人員のリスト、職種、居住地、勤務形態
- ④ 会社の歴史と実績
- ⑤ 配置予定監理技術者の経歴と実績
- ⑥ 福利厚生と納税の申告・証明書
- ⑦ 従業員（建設労働者）の支払賃金内訳申告書
- ⑧ 労働者保護規定に関する宣誓書
- ⑨ 緊急時連絡体制図
- ⑩ 賠償責任保険の保険証書
- ⑪ 品質管理水準の証明書
- ⑫ 保有建設機械リスト
- ⑬ 建設機械・建設労働者の投入予定表
- ⑭ 工程表
- ⑮ 建設現場の仮設基本計画

第11章 約定工期と工程

第26条 約定工程と約定工期

高知県の地方自治体（県市町村）の発注者は、当該土木一式工事の建設現場の施工条件、地盤・地理条件、気象・海象条件、祝祭日、有給休暇、および的確な作業稼働率を的確に検討して、適切な日数を考慮した工程および工期を設定するのを原則とする。

(解説)

本規則で想定している一般的な建設現場における建設労働者（自前施工の場合は受注者（元請負会社）の従業員）の労働時間は、1日に8時間、1週間に5日間（週40時間）、1カ月に22日間（176時間）、1年間に2112時間を基本として、そ

こから国民の祝日 15 日間（120 時間）、有給休暇 20 日間（160 時間）、年末年始特別休暇 5 日間（40 時間）を控除した、1792 時間が標準年間総労働時間としている。約定工程および約定工期は、標準年間総労働時間の範囲内で、建設現場の建設労働者が、余裕を持って仕事に取り組むことができるように算定しなければならない。

やむを得ず、標準年間総労働時間を越えることを想定する場合は、労務費（労務単価）を所定の比率で割り増して、発注者は、設計価格を算定しなければならない。

（第 31 条 条文・解説参照）

第 1 2 章 発注者の入札業務及び情報提供に関する基本方針

第 27 条 発注者が準備する入札書類

発注者は、入札を実施するに当たり、当該土木一式工事の一般的特性および技術的特性について、応札者が的確な工事価格（工事内訳明細書の単価の決定）を算定できるように、共通・特記仕様書や設計図面と共に、工事全体、工種、種別、細別、規格、積算条件等の各費目（ロット）の仕様と数量とが明示された工事内訳明細書を準備するのを原則とする。

（解説）

（1）第 24 条 条文・開札参照

（2）一般競争入札の場合、入札書類は、一般に、有料で応札者に配布される。

第 28 条 入札公告の時期

発注者は、落札者を決定した時点で、当該企業が直ちに工事を実施できる施工現場の環境条件を整備した後に入札を公告するのを原則とする。

第 29 条 応札希望者への公平な配分（機会均等）

幅広い意向確認後に限定した複数の応札者を指名する意向確認型制限競争入札、発注者の判断で応札者数を限定指名する選択型指名競争入札、あるいは 1 者の応札者を特定する随意契約を実施する場合は、有資格者である応札者への公平な配分に努めなければならない。

（解説）

（1）第 21 条 条文・解説参照

（2）制限競争入札および随意契約の場合、入札書類は、一般に、無料で応札者に配布される。

第 30 条 応札者の誠実義務

応札者は、当該工事に相応しい適格で有能で信頼できる企業であることを説明するために、発注者から要請される全ての項目について、正確で最新の内容の資料および情報を提供しなければならない。

(解説)

(1) 第 6 条、第 7 条、第 8 条 条文・解説参照

(2) 応札する建設会社（コンストラクター）が、自らの会社の実績、財務状況、従業員の数・職能・賃金・職務経験、保有建設機械、安全衛生管理、福利厚生等、当該工事に相応しい適格で有能で信頼できる企業であることを説明するための項目について虚偽申告した場合は、原則として、営業停止処分あるいは建設業許可取消処分という監督処分の対象とする。

第 13 章 公募手続きおよび公募書類

第 31 条 建設労働者の基本（最低）賃金の確保

応札者は、応札書類の一部として、発注者から提供された工事内訳明細書に単価を記入した入札価格が妥当であることを説明する工事費内訳明細書と共に、当該建設現場に投入予定の建設労働者について、職種、構成員数、および基本的な給与（労務賃金；生活賃金、健康保険、社会保険、年金等）を説明できる資料を提出しなければならない。

(解説)

(1) 本規則は、高知県における土木一式工事に携わる建設労働者の標準労働時間を 1 年間で 2112 時間（国民の祝日、有給休暇、年末年始休暇を控除すると実質 1792 時間）、1 月で 176 時間（22 日間）、1 週で 40 時間（5 日間）、1 日 8 時間として、建設労働者の基本賃金を、年収、月収、時給の単位で規定するのを原則としている。

(2) これまでの日本の公共工事システムでは、建設労働者の賃金の算定根拠として設計労務単価が参照されてきた。設計労務単価は、日給の単位で規定され、公共発注者の積算（官積算）において直接工事費の労務単価として活用されている。しかし、日給の単位で規定された設計労務単価と建設労働者の実質的な賃金（月収あるいは年収）との関係が不明瞭であること、日給の設計労務単価に、健康保険、社会保険、年金等の諸費用が明示的に含まれないこと等の根本的な不具合があるのが現状といえる。

(3) 本規則は、建設労働者の賃金を日給で規定することを止めて、基本的な生活賃金、健康保険、社会保険、年金等が含まれる、月給と年収で規定することとした。これに伴って、建設現場の労働生産性（積算における労務歩掛）を検討する場合は、こ

れまでの「日当たり」のみから、欧米諸国を始めとする諸外国の標準といえる「時間当たり」でも検討することが必要となる。

(4) 建設労働者の年齢、経験年数、職種、技術・技能の熟練度等によって、建設労働者の基本賃金は異なるものである。本規則は、南海トラフ地震への防災活動の根幹の一つである社会基盤施設（インフラ）の開発整備管理運営に直結する土木一式工事に携わる建設労働者として、高知県の若者から優れた人材を持続的に確保することを見据えて規定している。

(5) 本規則は、建設労働者の技能・熟練度の水準に応じて賃金が上昇するシステムが適切としている。したがって、建設労働者が、自らの技能・知識、熟練度を向上できる教育と訓練の仕組みが必要不可欠である。しかし、残念なことに、これまでの日本の建設業界は、建設現場の建設労働者に対する組織的な技能教育と訓練組織的な技能教育や訓練に積極的に取り組んでこなかったといえる。一応の社会的権威と認知がある設計労務単価表においても、同一職種は同一賃金のみが規定されており、技能の熟練度の向上に応じて賃金を上昇させる仕組みになっていない。本規則は、建設労働者の年齢、経験年数、職種、技術・技能の熟練度等によって、建設労働者の基本賃金は異なるべきとしているので、高知県建設業協会、建設コンサルタント協会高知県支部等の建設技術者・技能者協会が、建設現場の建設労働者に対する組織的な技能教育と訓練の仕組み作りに、早急に取り組むことが望まれる。

(5) 公共調達規則として、建設労働者の基本（最低）賃金の金額そのものを取り扱うことは、公共調達規則の役割を逸脱すると思われるので、条文で金額は規定していない。本規則の趣旨に則って高知県建設業協会等の民間の技術者・技能者協会や労働組合が基本（最低）賃金を立案して、高知県の地方自治体（県市町村）の発注者が、地域に根付いて自前施工できる地方中小建設会社（コントラクター）と協議して、その金額と運用方法について合意することが必要といえる。

(参考) 高知の新たな公共工事システム研究会で意見交換してきた、高知県の建設労働者(土木作業員)の基本(最低)賃金(案)の一例を示すと、表—13.1のとおりである。

表 13-1 高知県の建設労働者の基本賃金(土木作業員)(案)(2015年度)

[基本賃金の一例] (1) (技能・資格・経験・年齢等を考慮した場合)

熟練度	年収	月収	(月収+ボーナス/年)	年齢の目安
見習	240万円	20万円	(14万円+72万円)	
初級	300万円	25万円	(17万円+137万円)	30歳
初級(資格有)	350万円	29万円	(20万円+110万円)	
中級	400万円	33万円	(23万円+126万円)	40歳
中級(資格有)	450万円	38万円	(26万円+141万円)	
上級	500万円	42万円	(28万円+157万円)	50歳
上級(資格有)	550万円	46万円	(31万円+173万円)	

[基本賃金の一例] (2) (技能・熟練度を考慮した場合)

熟練度	年収	月収	(月収+ボーナス/年)
見習	240万円	20万円	(14万円+72万円)
単純労働者	300万円	25万円	(17万円+137万円)
単純(資格有)	360万円	30万円	(20万円+110万円)
熟練労働者	420万円	35万円	(24万円+138万円)
熟練(資格有)	480万円	40万円	(27万円+156万円)
技能者	540万円	45万円	(31万円+168万円)
技能者(資格有)	600万円	50万円	(34万円+192万円)

①この金額は、建設現場の土木作業員の生活賃金と職能賃金、健康保険・社会保険・年金の支払費用、税金を含んでいるので、手取りの収入金額は、表 13-1 の金額の70%程度となる。

② 現場監督、世話役、職長等の管理業務に携わる建設労働者の基本賃金は、ここで示した上級あるいは技能者の値の、5~10%増しとするのを標準とする。

- ③ 表 13-1 で表示した金額は、高知県の土木一式工事において、発注者の積算、および落札希望者の見積り・入札価格の算定において、建設労働者（土木作業員）の基本賃金として確保しなければ（落札した建設会社が建設労働者（従業員）に支払わなければ）ならない最低金額である。
- ④ 個別の建設労働者の基本賃金は、建設労働者の技能と熟練度を基本に決定するが、経験年数や年齢を考慮して増減してもよい。
- ⑤ 応札書類では、配置予定の建設労働者の基本賃金の平均値を用いて、支払予定労務費を算定（説明）してもよい。
- ⑥ 建設労働者の基本賃金（土木作業員）の時給は、年収を標準年間総労働時間 2112 時間（1792 時間）、あるいは月収を 176 時間で除した値とする。たとえば、中級（年収 400 万円）の時給は、1894 円（2232 円）、上級（年収 500 万円）の時給は、2367 円（2790 円）となる。

〔よもやま話〕建設労働者の賃金は他産業の労働者と比較して高い、といわれているスイス(2014 年の全産業の平均年収；900 万円)の地方部における建設労働者の最低賃金は、現場作業員が、月収で、51 万円（初級）から 64 万円（1 級）、現場監督（上級）が、73 万円 と、スイス建設技能者・技術者協会が全国労働協約として公表している。手取りは、この値の約 70%とのことである。

第14章 入札公募期間

第32条 入札公募期間

- (1) 入札公告から入札まで、応札者が準備できる十分な期間を設定しなければならない。
- (2) 緊急を要する工事の場合でも、最低10日間の応札準備期間を設定するのを原則とする。

(解説)

(1) 入札公告から入札まで、応札しようとするものが、入札書類を準備できる十分な期間は、4週間から6週間を標準とする。

第15章 入札審査期間および応札内容の有効期間

第33条 入札審査期間および応札内容の有効期間

- (1) 入札書類の、技術資料と価格（総価および工事費内訳明細書（単価））は、同時に提出するのを原則とする。
- (2) 価格の市場流動性を考慮して、入札書類における価格の有効期間は、原則として、1カ月間とする。
- (3) 入札書類の審査および評価の結果は、原則として、1カ月以内に公告するのを原則とする。
- (4) 大規模で複雑な工事の場合であっても、入札書類を審査および評価する期間は、原則として、3カ月以内とする。

第16章 入札費用（入札コスト）

第34条 入札費用（入札コスト）

- (1) 一般の設計・施工分離発注方式の場合、応札者が入札の準備に要した費用は、発注者は支払わなくてよい。
- (2) 特別な理由で設計・施工一括発注方式（デザインビルト）とした場合は、発注者は、応札者が入札の準備に要した費用を支払うのを原則として、公募書類に、その金額と支払い方法を明示しなければならない。

第17章 入札内容の保全（守秘）と取扱い（管理）

第35条 入札内容の保全（守秘）と取扱い（管理）

- (1) 入札書類の提出は、封印された郵便物、あるいは電子データのいずれかとする。
- (2) 提出された入札書類は、開札日まで、郵便物の場合は、封印したままで、電子データの場合は、所定の格納ファイルに暗号化して、保管する。

(解説)

- (1) 入札書類の提出期限後であっても、開札日までは、すべての入札書類（添付資料を含む）は、厳重に封印して守秘しておかなければならない。
- (2) 本規則は、現在(平成27年3月)の国土交通省のやり方、すなわち、応札者に参考資料として提出を求めた工事費内訳書について、発注者の一部の担当者が開札日前に開封して内容を確認するという行為は、著しく妥当性に欠けるという立場で規定されている。

第18章 入札書類の開札

第36条 入札書類の開札

- (1) 入札書類を開札する日時と場所は、公募書類に明示しなければならない。
- (2) 入札書類の開札にあたっては、応札者を代表する者1名が、立ち会わなければならない。
- (3) 入札書類を構成する技術資料および価格に関する資料は、同時に開札しなければならない。
- (4) 入札書類の開札会場で、応札者および入札価格（総価）のみを、大声で読み上げて、公知の事実として、議事録（書面）を作成しなければならない。

(解説)

- (1) 入札書類の開札の手続きが終了した時点から、入札書類の確認、審査、評価が開始される。
- (2) 本規則は、これまでの日本の公共工事システムにおける、開札後に速やかに落札者が決定される、いわゆる開札即時落札者決定原則をとっていないことに注意する必要がある。

第19章 入札書類の確認と審査

第37条 入札書類の内容の明確化および審査

- (1) 一般競争入札の場合、落札者を決定するまでの期間中、入札書類の内容について、応札者の技術力、価格、あるいは財務健全性等について不明（不明確）な事柄がある場合に限り、発注者は、応札者と、個別に協議（交渉）することができる。
- (2) 発注者と応札者が個別に協議（交渉）した内容は、議事録（書面）を作成し、落札者が決定するまで、当事者のみの秘密事項とするのを原則とする。
- (3) 発注者と応札者との個別に協議（交渉）にあたって、発注者が要請した資料や情報を、応札者が所定の期限までに提出しなかった場合は、当該応札者を、審査対象から排除してよい。
- (4) 一般競争入札の場合、入札書類の審査の内容と手順は、以下に示す4段階とする。
 - ① 提出資料の不足の有無、単価が正確（妥当）に記載されているか確認。
 - ② 企業（会社）評価
 - ③ 施工計画、技術提案、材料、仮設、各種計算の正確さの確認。
 - ④ 価格に間違いがある（と思われる）資料の再確認。（著しく低い場合及び著しく高い場合）
- (5) 不当（不法）に低いと考えられる入札価格、および法外に高いと考えられる入札価格は、審査の対象から排除してよい。

（解説）

- (1) 本規則は、高知県の地方自治体（区市町村）が発注する小規模な土木一式工事の落札者は、妥当な入札価格を提示した適格（有資格）で有能で信頼できる建設会社（コンストラクター）を、透明で公正（非差別と自由参入の原則）な競争過程を経て決定することとしている。
- (2) 法外に高い入札価格、不当（不法）に低い入札価格と提示した企業と契約しないようにするために、応札価格の平均値から、20%以上低い（高い）入札価格を提示した応札者は、排除するのを原則とする。
- (3) 応札者は、発注者が要請した追加の資料あるいは情報を、1週間以内に提出しなければならない。1週間以内に提出しない応札者は、落札者の選考から除外してよい。

第20章 入札価格の審査（単価、小計、合計（総価）の優先度）

第38条 入札価格の審査

- (1) 一般（総価単価契約）の場合、工事費内訳明細書において、数量と単価を乗じた小計（計算値）が、入札書類の値と一致しない場合は、単価が正しいとして、小計を修正してよい。

- (2) 一般（総価単価契約）の場合、工事費内訳明細書において、幾つかの工種の小計を加えた合計（計算値）が、入札書類の値と一致しない場合は、小計が正しいとして、合計を修正してよい。
- (3) 総価契約の場合は、工事費内訳明細書において、単価あるいは小計等に不整合や疑義が認められても、入札書類の合計（総価）を正しいとして、これを修正してはならない。
- (4) (1) および (2) の作業を実施した場合は、その詳細な経緯が分かる書面による記録を作成しなければならない。

(解説)

- (1) 応札者の入札価格の算定過程における、数字の誤記載、数量の単位の取り違え等の不注意による人為的過失を、一定の範囲内で救済するために、この規定を設けた。

第 2 1 章 入札書類の評価

第 39 条 入札書類の評価

- (1) 高知県で、高知県、高知市、香美市等の地方自治体が発注する土木一式工事の入札書類の評価にあたっては、品質、価格及び地域親和力等を、加算方式で総合的に評価して、総合点が最も高い応札者を落札候補者とするのを原則とする。
- (2) 入札価格が最低価格であることを、落札候補者を選定する決定的要因としてはならない。

(解説)

- (1) 入札過程が、工事総額（総価）の札だけ入れて、最低額表示の業者が落札者に決まる、という過程であってはならないこと、及び、適正な価格で適正な工事を行うこと、という目的を達成するために、総合評価落札方式とした。価格のみの評価で落札者を決定することをしないために、価格以外の項目の総合的な評価点を価格で除した値を比較するという除算方式は、結局は、低価格（小さい値で除する）を提示した者が著しく有利となる欠点があるので、加算方式の総合評価方式としている。
- (2) 加算方式の総合評価落札方式の長所の一つは、総合評価に於ける価格の比率を明示できることである。
- (3) 本規則で、入札書類の評価を、加算方式の総合評価落札方式とするにあたって、過去 10 年間にわたって取り組んできた、スイス、ドイツ、オーストリア等の欧州諸国の、人口数万人から 30 万人以下の中小地方自治体における、地方中小建設会社（コンストラクター）が施工する小規模な土木一式工事の入札・契約制度に関する調査研究成果から

得られた知見を参考にしている。

(4) 本規則は、高知県の地方自治体の地方中小建設会社（コンストラクター）による小規模な土木一式工事の入札・契約制度は、大手ゼネコン（コントラクター；請負会社）による大都市圏の大規模な土木一式工事の場合と基本的に異なる評価方法とすべきという立場にたって、加算方式の総合評価落札方式が適切と規定している。

第 40 条 総合評価方式における価格の比率

土木一式工事の入札にあたって、工事实績、工事計画、地域親和力等を、高知県で、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体が加算方式による総合評価落札方式で評価する場合、価格の比率は、20%以上 80%以内を原則とする。

標準的な価格の比率は、40%～60%とする。

(解説)

(1) 本規則で、総合評価方式における標準的な価格の比率を、40%～60%としたのは、過去 10 年間にわたって取り組んできた、スイス、ドイツ、オーストリア等の欧州諸国の、人口数万人から 30 万人以下の中小地方自治体における、地方中小建設会社（コンストラクター）が施工する小規模な土木一式工事の入札・契約制度に関する調査研究成果から得られた知見を参考にしている。

(2) 一般競争入札の場合、価格の比率は 40%、指名競争入札の場合、価格の比率は 60% を標準としてよい。

(3) 加算方式の総合評価落札方式の、落札判定基準の一例は、以下に示す通りである。

(例 1) 落札判定基準の一例

①価格	60%	
地域親和力：地域親和力に関するボーナス（計算式による）		
②主要人員の専門的能力	20%	（工事責任者／現場監督）
③入札内容のクオリティ	20%	（業務分析、作業方針、工事計画）

(例 2) 落札判定基準の一例

①価格	40%	
②地域親和力	10%	
③工事实績	10%	
④主要人員の専門的能力	20%	（工事責任者／現場監督）
⑤工事計画	10%	
⑥代替技術提案	5%	
⑦技術水準の適合性	5%	

(例3) 落札判定基準の一例

①価格	60%	
②施工者の実績・経験	15%	(工事責任者／現場監督)
③工事計画	25%	(作業方針、工事手順)

第41条 総合評価方式における価格点の評価方法

総合評価方式における価格の評価方法は、入札書類の審査に合格した応札者が提示した最低価格を基準として、価格点を算定するのを原則とする。

一般に、総価（入札価格の総額）を、価格点の評価の対象としてよい。

特別な理由がある場合は、レベル4の細別区分の単価も、価格点の評価の対象としてもよい。

(解説)

(1) 本規則は、最近の日本の地方自治体で採用されている「最低制限価格」制度は、合理性に欠けるとして採用していない。したがって、入札書類の審査に合格したすべての応札者が提示した総価を、総合評価方式における価格点を算定する根拠としてもよい。

(2) 特別な理由がある場合は、レベル4の細別区分の単価を、価格点の評価の対象としてもよいが、建設労働者の基本賃金の確保、建設機械の運転・操作の安全・合理性等、評価に先立って、審査の過程で照査すべき項目があることに注意する必要がある。

(3) 価格点の評価方法は、大別して、以下に示す2種類がある

① 最低価格を最高点として、それより高い価格の場合は、最低価格との比率によって、連続的に価格点を減少させる方法。

(例1)

最低価格の提案	5点	a_0
最低価格より高い提案		a_1
最低価格の150%の提案	1点	
上記の2つの点数の間で比例補完による点数賦与;小数点以下2位まで		
最低価格の150%より高い提案	1点	
最低価格より高い提案の価格点	$x_1 = 5 - \alpha \times (a_1 - a_0) / a_0$	
	α ; 補正係数(上記の場合; 8)	

(例2)

最低価格の提案	100点	a_0
最低価格より高い提案		a_1
最低価格より高い提案の価格点	$x_1 = 100 \times (a_0 / a_1) \times \alpha$	
	α ; 補正係数	

② 最低価格を最高点として、それより高い価格の場合は、最低価格との差によって、段階的に価格点を減少させる方法。

(例 1)

最低価格との差	点数
0～ 2 %	6
2～ 4 %	5
4～ 8 %	4
8～16 %	3
16～32 %	2
32 % 以上	1

ここで規定した点数の意味は、以下に示す通りである。

点数	
6	秀
5	優
4	良
3	かろうじて十分
2	不十分
1	使いものにならない

(4) 高知県の地方自治体（県市町村）が小規模な土木一式工事を発注する場合、当該工事の特性を考慮して、工事毎に適切な価格点の算定方法を定めなければならない。

第 42 条 地域親和力の算定方法

総合評価方式において、品質・技術と価格に関する事項と共に、社会基盤施設（インフラ）の開発整備管理運営に携わる地域・若手人材の育成実績、技術・技能の伝承、納税・購買・雇用・地域災害貢献の実績、地域行事貢献の実績、環境保全等に関する応募者の地域親和力を評価項目として考慮する場合は、総合評価における総合点数の加重合計は、10%を標準とする。

特別な理由がある場合は、これを 20%まで引き上げてよい。

(解説)

(1) 本規則は、これまでの地域要件を撤廃して地域親和力を新たに導入する立場で規定されている。

(2) 当該土木一式工事の特性によっては、総合評価における地域親和力の点数の加重合計を、20%まで引き上げてもよいが、透明で公正な競争という、本規則の基本理念に抵触しないように注意する必要がある。地元の業者や産品のみを一律に優先すること、地元の事情に精通していることを形式的な条件のみで応札の条件とすること等は、法令違反とみなされる可能性があるので注意する必要がある。

(3) 一般に、建設系の高校生や大学生のインターンシップの受入実績、二酸化炭素排出削減の取組み実績、人員や資機材の運搬（移動）の効率化による省エネルギーの取組み実績等は、地域親和力の算定に考慮することができる。

(4) 高知県の地方自治体（県市町村）が小規模な土木一式工事を発注する場合、当該工事の特性を考慮して、工事毎に適切な地域親和力の算定方法を定めなければならない。

第22章 落札者の決定手続き

第43条 設計価格の上限管理

落札見込価格が、公共発注者が予め算定した設計価格を上回る場合は、以下に示す手続きを経るのを原則とする。

設計価格を上回る比率

～ 5%	通常通り
5% ～ 15%	知事、市長等の首長あるいは部局長の決裁
15% ～	入札手続きのやり直し(公募条件の見直し)

(解説)

(1) 第15条 条文・解説参照

(2) 本規則における設計価格は、現在の日本の公共工事における予定価格と性格が異なるものなので、応札価格に対する上限拘束性を規定しないで、柔軟な運用ができるように規定した。

(3) 本規則における、すべての応札価格が設計価格を上回る場合の規定は、欧米諸国の地方自治体の公共工事における標準的な対処方法と、ほぼ同様となるように定めている。

第23章 契約文書

第44条 - 1 契約文書の書式と内容

(1) 契約文書の書式と内容は、その大部分は、工事公告における公募書類に明示さ

れていなければならない。

(2) 当該土木一式工事の各工種の単価は、落札者が入札種類の一部として提出した工事費内訳明細書に記載された単価とするのを原則とする。

第 44 条 - 2 落札できなかつた応札者への通知及び入札書類の取り扱い

(1) 発注者は、落札できなかつた応札者へ、できるだけ早急にその結果を知らせなければならない。

(2) 落札できなかつた応札者が、発注者に、質問あるいは異議がある場合は、通知を受領してから、2 週間以内に、文書で提出しなければならない。

(3) 落札できなかつた応札者が提出した応札書類は、不採択の通知から 1 カ月以内に要請があれば、発注者は、応札者に返却しなければならない。

第 44 条 - 3 落札者決定の経緯の記録作成と報告義務

(1) 発注者は、当該入札公募の落札者決定に至る経緯について、その詳細が容易に分かるような記録を作成しなければならない。

(2) 落札者決定の経緯について作成した記録は、それを希望する人々が容易に閲覧できるようにしなければならない。

(解説)

(1) 入札公募の落札者決定の経緯について作成した記録は、各地方自治体のホームページへの掲載³あるいは紙媒体資料として閲覧可能としなければならない。

第 44 条 - 4 落札者決定の経緯の照査

(1) 発注者は、当該工事の入札過程が健全で合法的であったかどうかを照査するために、当該工事の関係者以外の委員から構成される、特別委員会を組織して、定期的⁴に開催しなければならない。

(2) 特別委員会は議事録を作成して閲覧可能とすると共に、議事要旨を公開しなければならない。

(解説)

(1) 第 20 条 条文・解説参照

(2) ここでいう特別委員会の機能と役割は、総合評価特別委員会が代替することができる。

第 2 4 章 施工（工事の実施）

第 45 条 工事日報の提出

- (1) 受注者は、工事の経緯について、毎日、現場責任者の署名入りの工事日報を作成し、発注者の施工管理担当者に提出しなければならない。工事日報には、労働者数、主要機械の種類と使用時間、労働者の作業内容および作業時間、主要材料投入（搬入）量等、行われた作業に関する事項を記載する。
- (2) 受注者が明確かつ緊急に示した懸念は、発注者の施工管理担当者に、口頭で表示すると共に、直ちに工事日報に記載する必要がある。
- (3) 地質条件、天候、建設市場の情勢が、当初の想定から著しく異なるような場合は、その概要を工事日報に記載すると共に、その詳細に関する発注者と受注者との協議内容と合意事項を記載した打合せ簿を作成しなければならない。

(解説)

- (1) 本規則で規定している高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事の契約は、発注者が公募書類の一部として作成した工事数量明細書の細別区分の数量と、応札者の判断で値入れした単価から算定した小計を合計した総価に基づく総価単価契約である。したがって、当該土木一式工事の施工開始前に、標準と異なると想定した材料や機械の数量や単価（歩掛り・生産性）が妥当であったかどうかを確かめるためのコスト管理、すなわち、統計的なコストの経過分析が必要不可欠となる。その基礎資料として、受注者は、正確で過不足のない工事日報を作成して、発注者に提出しなければならないのである。
- (2) 工事日報および打合せ簿は、その都度、発注者と受注者の責任の所在を明らかにするために、署名（捺印）しなければならない。
- (3) 工事日報は、建設現場の施工条件を考慮して、標準設計や標準積算と異なった設計や施工を実施したことが、より合理的で妥当であったことを、内部監査や会計検査で説明（証明）するための根拠資料となるので、厳正に記載しなければならない。

第 46 条 品質保証(受入検査・品質管理)の担当者（責任者・責任技術者）

- (1) 発注者は、受入検査という役割を的確に担うことができる者を、当該工事現場に、適切な頻度で派遣し（立会させ）なければならない。
- (2) 受注者は、品質管理という役割を的確に担うことができる者を、当該工事現場に、適切に配置しなければならない。

(解説)

(1) 第 47 条 条文・解説参照

第 47 条 受入検査の実施

- (1) 出来高部分支払いに必要な受入検査は、工事の進捗に応じて、発注者および受注者の両者の共同で行うのを原則とする。
- (2) 当該工事の現場作業を継続すると、現場における受入検査（確認）が困難となる場合は、受注者は、発注者に対して、適切な時期に共同の受入検査を実施したいことを、前もって申請しなければならない。
- (3) 受注者が文書による工事（部分）完了通知を提出した場合、発注者は、2 週間以内に、受入検査を実施しなければならない。
- (4) 受注者が文書による工事（部分）完了通知を提出してから、2 週間を越えて受入検査が実施されなかった場合は、受入検査に合格した場合と同様に取り扱わなければならない。

(解説)

(1) 本規則の工事契約は、総価単価契約に基づいた出来高部分払いなので、出来高部分を査定するため受入検査は、重要な作業である。この作業を、的確かつ効率的に実施するために、本規則は、公共の”建設管理者”と民間技術者（ヒト）の役割を信頼して受入検査することを前提にしている。すなわち、発注者と受注者の現場の担当者（監督官・検査官；現場責任者・責任技術者）が、当該現場に両者共に立ち会って検査するのを、受入検査の原則として、この両者が署名（捺印）した検査（合格・不合格）書類を作成することを、受入検査の基本としている。これまでのような、監督官（検査官）や黒板を入れた現場写真、あるいは数多くの検測図やチェックシート等（モノ）の膨大な資料を作成する作業を、できるだけ簡素化することを念頭に規定している。

(2) 一般に、発注者の当該現場の担当者は、複数の現場を担当しているので、当該現場の受入検査に、受注者の都合のよい時期に機動的に立ち会うことは、それほど容易なことではない。したがって、当該現場の工程の進捗について、工事日報等によって的確に情報提供・共有すると共に、受注者は、発注者に対して、事前に、希望する受入検査の時期と内容について依頼しておかなければならない。

第 25 章 工事費の支払い

第 48 条 前払金

- (1) 発注者は、受注者が要請した場合は、前払金を支払ってもよい。
- (2) 前払金は、落札金額の 10%を標準とする。

(解説)

(1) 21世紀初頭の欧米諸国(先進国)の地方自治体が発注する公共工事において、発注者が受注者に、前払金を支払っている事例は、皆無といっても過言ではない。本規則は、現在の日本の公共工事において慣習化している前払金40%は、健全な財務体質と強靱な経営基盤の確立を目指している、高知県の中小建設会社にとって有害(百害あって一利なし)という認識にたっている。しばしば問題にされてきた不合理な低価格入札を排除するためにも、不健全な財務体質と脆弱な経営基盤の中小建設会社が、前払金欲しさに赤字覚悟で入札したくなるという動機(インセンティブ)の誘因となるシステムは、将来の高知県の建設業のために改善するのが妥当という視点にたっている。

(2) 高知県における、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体が発注する土木一式工事において、落札者が、高知県知事許可を保有する地方中小建設会社(コストラクター)の場合、前払金は、落札金額の10%を標準とする。特別な事情がある場合は、前払金を、落札金額の20%を限度として支払ってもよい。

(3) 落札者が、国土交通大臣許可を保有する大手の請負会社(コントラクター)の場合は、前払い金は、10%以下を標準とする。

第49条 前払金の返済

受注者は、前払金を受領した場合、出来高部分払いの金額と相殺して、当該請負工事の約定工期(出来高)の半ばまでに精算して無利子で返済しなければならない。

第50条 出来高部分払いの原則

発注者は、受注者の出来高を受入検査(”数量”の確認と”品質”の確認)して、出来高部分について、できるだけ短い時間間隔で部分支払いしなければならない。

(解説)

(1) 高知県に拠点をおき高知県知事許可を受けて土木一式工事を主たる業務としている自前施工できる地方中小建設会社の大多数が、その財務基盤が脆弱な中小企業であることを考慮して、景気対策・地域経済振興・地方創生という公共工事の波及効果の一つを十分に発揮させるために、第50条のように規定した。

(2) 建設材料、建設労働者、建設機械等の資源を投入した結果の出来高部分に対して、その費用を出来るだけ迅速に現金で支払うことは、借金の証文である約束手形で支払う必要性を減少させ、建設関連産業のキャッシュフローを活性化させるので、地域経済の振興に貢献できる効用が期待できる。

(3) できるだけ短い時間間隔とは、1ヶ月毎を標準とするが、特別な場合は、2週間毎としてよい。

第 51 条 出来高部分払いの請求

- (1) 受注者は、原則として、随時に出来高部分の工事費を請求することができる。
- (2) 工事費を請求する時期は、工事請負契約締結時に発注者に文書で通知しなければならない。

(解説)

(1) 発注者は、受注者の出来高部分について、できるだけ短い時間間隔で部分支払いしなければならないという基本方針に基づいて、受注者の権利についての原則を、条文として明文化した。当該土木一式工事の特性、それに携わる発注者および受注者の人員によって、請求する時期を適切に決めるのがよい。

- (2) 随時にとは、短い時間間隔でも長い時間間隔でもよいという意味である。

第 52 条 出来高部分払いの工事費（支払い金額）

工事費の支払い金額は、落札者との契約において定めた単価と実際に施工した工事数量によって算定するのを原則とする。

(解説)

(1) 工事費の支払いにあたって、工事項目によっては、出来高の比率によって支払い金額を算定する場合もあるので、第 52 条の規定は、原則としている。

第 53 条 出来高部分払いの頻度

- (1) 出来高部分払いは、毎月出来高部分払い方式を標準とする。
- (2) 出来高部分払いの頻度は、当該工事の落札者と発注者との、工事契約書に明記しなければならない。

(解説)

(1) 工事開始前に、受注者から発注者に、文書による要請があった場合は、部分払いを、毎月出来高部分払い方式でなく、一定期間毎、特定作業完了毎、あるいはユニット完了毎等とすることができる。発注者と受注者が合意した出来高払いの頻度（間隔）は、工事契約書に明記しなければならない。

第 54 条 出来高部分払いの支払い期限

発注者は、受注者から、出来高部分払いの請求書を受領した場合、1 か月以内に、これを現金で支払わなければならない。

第 55 条 出来高部分払いの請求書

- (1) 受注者は、発注者に対して、見やすく詳細で検査可能な請求書を作成して提出しなければならない。
- (2) 受注者が検査可能な請求書を提出しない場合は、発注者は受注者の費用で請求書を作成することができる。

(解説)

- (1) 出来高部分払いは、受注者が、発注者に対して、請求書を提出することによって、その作業が開始される。請求書には、出来高部分払いを要求する工事部分の、“数量”と“品質”を確認できる資料、すなわち受入検査に合格している証拠書類を添付する必要がある。したがって、円滑な出来高部分払いを実施するためには、工事日報の提出と確認を始めとする、常日頃の施工プロセス管理の実践と的確な受入検査が必要不可欠であることに注意しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者の出来高を受入検査して、出来高部分について、できるだけ短い時間間隔で部分支払いしなければならない、という公共工事の社会的責任を全うするために、第 55 条(2)のように規定した。

第 56 条 原材料・工場製品等の出来高部分払い

- (1) 建設材料、資材、工場製品等が現場に搬入（納入）された場合、それに関連する工事項目が完了しない限り、出来高部分払いの対象としないのを原則とする。
- (2) 発注者と受注者との当該工事の契約書によって、建設材料、資材、工場製品等が現場に搬入（納入）された時点で、当該物品の材料費のみについて出来高部分払いすることもできる。

(解説)

- (1) 建設材料、資材、工場製品等について、現場に搬入（納入）された時点で出来高部分払いする場合は、現場における、建設材料、資材、工場製品等の保管方法の詳細について規定しておかなければならない。

第 57 条 出来高部分払いの留保

- (1) 発注者は、各々の出来高部分支払いの金額を、最大 10%ずつ留保することができる。
- (2) 発注者が留保した金額は、受注者に通知し、通知後 1 カ月以内に、契約書で合意した金融機関の、封鎖預金口座に払い込まなければならない。

(解説)

- (1) 発注者は、当該工事が、契約書に従って履行（完成）されること、および、万一瑕疵があった場合に、瑕疵担保責任が全うされること等が、保証される体制を整備する必要（責務）がある。
- (2) 日本の公共工事は、履行（完成）保証体制として、1995年までは、工事完成保証人制度を採用してきた。しかし、工事完成保証人制度は、談合破りを防止し、談合を揺るぎなくする原動力である、という指摘を受けて、1996年以降、これを廃止している。そして、履行（完成）保証のシステムが積極的に導入されないまま、今日にいたっている。
- (3) 本規則は、履行（完成）保証は、金銭保証を基本として、発注者からの支払い金額の一部留保、受注者からの工事契約時点における供託金、および保証会社からの保証書の発給等の、いずれかを選択してよいことにしている。
- (4) 発注者からの支払い金額を一部留保する場合に、10%を上限としたのは、財務基盤が脆弱な中小建設会社の、キャッシュフローの円滑化を考慮したからである。したがって、この金額で、履行（完成）保証の金銭保証は十分であるという意味ではない。当該工事の履行（完成）保証については、別途、これを定めなければならない。

第26章 時間賃金労働（時給による常用作業）

第58条 時給による工事費の支払い

著しく小規模な工事の場合は、時給（時間当たりの単価）と実際に作業した延労働者・時間数（人・時間）（工事数量）によって支払い金額を算定してよい。

(解説)

- (1) 時給（時間あたりの単価）と実際に作業した延労働者・時間数（人・時間）（工事数量）によって、当該工事の支払い金額を算定する場合は、以下に示す事項に留意しなければならない。
 - ① 工事契約書に、発注者と受注者が合意した、時給の値を明記する。
 - ② 時給を決定するにあたっては、労働者の直接の生活賃金に加えて、現場作業に必要な材料、機械、器具、運搬、保管、管理等に要する費用、社会保険料や年金積立金、諸経費等を、漏れなく考慮しなければならない。
 - ③ 受注者は、当該工事に関する工事日報および工事週報を、発注者に、遅滞なく提出しなければならない。
 - ④ 発注者は、受領した工事日報および工事週報を、その内容を精査して、1週間以内に、受注者に返却しなければならない。

第 27 章 工事費の変更

第 59 条 工事数量の変動と単価；変動が±10%以内の場合

工事数量が、当初の契約に定める範囲から 10%を上回る変動がない場合は、総価単価契約による契約書で合意した契約（落札）単価を適用して工事費を算定する。

第 60 条 工事数量の変動と単価；変動が+10%を上回る場合

工事数量が、当初の契約に定める範囲から 10%を上回って変動した場合は、費用の増加あるいは減少を考慮して、新しい単価を発注者と受注者が協議して合意しなければならない。

（解説）

（1）工事数量が大幅に増加した場合、工程や工期に変化がなければ、現場管理費、共通仮設費、一般管理費等の費用が、大量生産によって効率的に運用できたとして、一般に単価を引き下げてもよい。ただし、工期の延長や施工条件の変化が伴うと、単価の引き上げが必要な場合もあるので、工事数量が大幅に増加した場合は、新しい単価を発注者と受注者が協議して合意しなければならない。

第 61 条 工事数量の変動と単価；変動が-10%を下回る場合

工事数量が、当初の契約に定める範囲から 10%を下回って変動した場合は、単価を引き上げなければならない。

（解説）

（1）工事数量が大幅に減少した場合は、減少した数量に配分されていた、現場管理費、共通仮設費、一般管理費等の費用を補填することによって生じる増額分に相当するように単価を引き上げる必要がある。発注者と受注者が、工事内訳明細書の他の項目の数量を増やす等の調整方法を協議して合意した場合は、この限りでなくてもよい。

第 28 章 リスク分担（不測の事態への対応）

第 62 条 建設現場の事故・災害への対応

建設現場において労働災害・事故が発生した場合は、再発防止が第一義の原因究明を目的とする調査委員会を設置して、受注者（元請会社）、発注者、建設コンサルタント、専

門工事業者、現場作業員（当事者の場合）の5者から、公平に事情聴取するのを原則とする。

（解説）

（1）我が国の労働安全衛生法・規則は、建設現場で事故・災害が発生した場合、元方事業者責任すなわち受注者（元請負会社）の統括安全衛生管理責任者の管理責任を問う法体系となっている。建設工事現場の様々な状況に影響する関係者は、受注者（元請負会社）のみならず、発注者、建設コンサルタント、専門工事業者、現場作業員（当事者の場合）の5者といえる。

（2）本規則は、受注者（元請負会社）、発注者、建設コンサルタント、専門工事業者、現場作業員（当事者の場合）の5者に、公平な役割と責任分担を課すことによって、建設現場における労働災害・事故を防止することを目指している。したがって、万一、建設現場で事故・災害が発生した場合は、この5者から公平に事情聴取することにした。

第29章 工期の遅延及び短縮への対応

第63条 発注者による契約の解除

受注者が当該工事の施工期間中に営業停止処分となった場合、発注者は、約定工期の遵守が困難という理由で、当該工事の請負契約を解除することができる。

（解説）

（1）本規則における営業停止処分は、当該建設会社の本社（支店）、営業所、現場事務所、建設現場等における、全ての企業活動を、所定の期間にわたって停止することと規定されている。したがって、当該建設会社が営業停止処分となった期間は、通常は、工事現場の出来高が進捗せず、約定工期を遵守することが困難となる場合があるので、このように規定した。

第30章 引き渡し

第64条 出来高部分払いと引き渡しとの関係

受注者の、当該工事部分の出来形に関する一般責任および欠陥（瑕疵担保）責任は、出来高部分払いを実施済みかどうかに影響されない。

（解説）

（1）出来高部分払いを実施することは、当該工事部分の出来形（の一部）を発注

者に引き渡すこととは無関係であることを銘記する必要がある。

第31章 精算

第65条 精算

発注者は、受注者から工事完了報告書と最終の請求書を受領後、1カ月以内に、支払うことを原則とする。

(解説)

(1) やむを得ない場合であっても、最終の支払いは、2カ月以内に完了させなければならない。

第32章 工事成績評定

第66条 工事成績評定

工事が完了して精算が済んだ時点で、発注者は受注者の工事成績を評定してもよい。工事成績評定の対象は、現場代理人、監理技術者の資質と能力、工事目的物の出来栄え、施工プロセス管理の水準等の項目として、5段階の点数表示するのを標準とする。

工事成績評定した場合、その結果を直ちに文書で受注者に通知しなければならない。受注者が評定結果に同意した場合、評定結果は原則として公表する。

(解説)

(1) 発注者が受注者の工事成績を評定する目的や是非について、必ずしも統一的な見解があるわけではない。現在の日本の公共工事においては、発注者が様々な項目について詳細な工事成績点数を付けるのが通例であるが、スイス・ドイツ・オーストリアの地方自治体の公共工事で、日本のようなやり方で工事成績を評定しているところは皆無である。工事成績が85点と65点の会社に、なぜ同じ工事金額を支払うのかという問いかけに、必ずしも明快に回答できないという実情もある。

(2) 発注者にとって、将来の土木一式工事において発注業務と調達業務を執行する場合、応札してきた建設会社の工事实績と社会的評判、配置予定の現場代理人・監理技術者の経歴・実績と評判等の情報を一定の範囲内で取得できることは望ましいといえる。

(3) 受注者にとって、誠実に取り組んで完了した当該土木一式工事について、何らかの外部評価を受けることは、将来を見据えた創造的反省と意欲的励みの源となる可能性があるといえる。

(4) 本規則は、現在の日本の公共工事における工事成績評定のやり方は、高知県の地方自治体（県市町村）が発注する小規模な土木一式工事に馴染まないという立場にたっている。したがって、工事成績評定は、発注者が行っても行わなくてもよいこととしている。

(5) 工事成績評定を行う場合は、現場代理人、監理技術者の資質と能力、工事目的物の出来栄え、施工プロセス管理の水準等の主要な項目について、秀、優、良、かろうじて十分、不十分（5, 4, 3, 2, 1）等の5段階で評定するのがよい。様々な項目について詳細に点数付けするのは、発注者の負担が大きくなると同時に受注者の無用の圧力となる懸念もあり、小規模な土木一式工事場合は、費用対効果の合理性が小さいと思われるので、このように規定した。

(6) 工事成績の評定方法は、各地方自治体で、その目的に応じて、別途定めてよい。

第33章 瑕疵担保請求

第67条 瑕疵担保期間

高知県に拠点をおき、高知県知事許可を受けて、土木一式工事を主たる業務とする建設会社が、高知県で、高知県、高知市、香美市、四万十市等の地方自治体が発注する、土木一式工事を施工した場合、その瑕疵担保期間は、以下に示す期間を標準とする。

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 主要構造物 | 4年間 |
| ② 一般構造物、冷暖房設備、維持補修等 | 2年間 |
| ③ 煙突、焼却炉等の工業用高熱環境の場合 | 1年間 |

受注者は、瑕疵担保期間に不具合が顕在化した場合は、発注者と協議して、無償で、不具合を除去しなければならない。

第68条 保証（前払、支払、履行（完成））

発注者は、入札公告における公募書類に、想定している当該工事の保証（前払、支払、履行（完成））の方法について明記しなければならない。

当該工事の保証（前払、支払、履行（完成））方法は、発注者と落札予定者とが交渉して決定して、その内容を、工事契約書に明記するものとする。

第34章 本規則の改訂

第69条 本規則の改訂

本規則を改訂する手続きの詳細は、別途これを定める。

(解説)

(1) 本規則の改定に関する手続きに関する作業は、(当分の間)高知の新たな公共工事システム研究会が担当する。高知の新たな公共工事システム研究会の事務局は、高知工科大学地域連携棟に設置する。

平成 26 年 3 月 31 日

高知県版；公共調達規則（試案）土木一式工事の一般条件（第一次原案）

平成 26 年 11 月 10 日

高知県版；公共調達規則（試案）土木一式工事の一般条件（第二次原案）

平成 27 年 3 月 4 日

高知県版；公共調達規則（試案）土木一式工事の一般条件